

本市の政策展開から①

この四月に設置された川崎市人権オンブズパーソンの設置について、オンブズパーソンからご寄稿いただきましたとともに、区の情報を地図上で共有する視点から、市民とともに策定作業を進めた麻生区地区カルテについて取り上げています。また、金融環境の急激な変化の中で、自治体における資金運用及び財源調達をどうすべきか、川崎の取り組みを紹介するとともに、市町村シンポジウムワークショップの内容について報告を行っています。

川崎市人権オンブズパーソン制度がスタートして

川崎市代表人権オンブズパーソン

日々澤富子



今年四月一日より川崎市人権オンブズパーソン制度が発足し、五月一日より人権侵害に関する相談や救済申立ての受付を開始した。電話・面接相談の受付業務は、月・水・金曜日の午後一時から午後七時及び土曜日の午前九時から午後三時となっている。これを、二人の人権オンブズパーソンと四人の専門調査員とで対応している。業務開始三ヶ月後の七月三十一日現在での受付件数は、相談の件数が三三三件、救済申立ての件数が一〇件、合計で三四三件である。

取り扱い事案の管轄は、いじめや虐待など子どもの人権侵害とドメスティック・バイオレンス（DV）やセクシュアル・ハラスメント（セクハラ）など男女平等に関わる人権侵害であるが、管轄外の相談も飛び込んできている。そのような相談も、そのまま断ることはせず、相談者の意図を汲んで、管轄外であることを断った上で、適切と思わ

れる情報を調べてから情報提供をするようにしている。人権オンブズパーソンに相談に来る人は、困難な状況に直面し、傷ついているのだから、暖かく親切な場所であることを心がけている。

相談受付件数の内訳は、子どもの人権が一三〇件、男女の人権が七二件、その他が三〇件である。あらかじめ学校などで子どもの相談電話を記載したカードを全ての子どもと教職員に配ったこともあり、五月の受付開始当時は子ども本人からの相談が多かったが、その後市政だよりの一面で大きく紹介してもらい、男女の人権に関する相談も増加している。

子どもの人権相談での相談者の内訳は、本人からの直接の相談が六九件で、その他の相談者は、母親三九件、父母二件、父親三件、その他の親族が六件、知人六件、施設職員等五件である。相談の内容は、いじ

めが五六件、虐待一四件、友人ができない四件、不登校三件、その他友人関係の悩み等が五三件である。

男女の人権相談での相談者の内訳は、本人が六〇件、母親二件、父親二件、その他の親族六件、保健師一件、近隣二件となっている。相談の内容は、DV三七件、セクハラ八件、離婚九件、家族問題四件、ストーカー五件、その他九件である。

管轄外の事件は様々であるが、主なものに、近隣トラブル五件、職場のいじめ二件、ひきこもり二件等がある。

救済申立ては一〇件あり、子どもの人権が六件、男女の人権が四件である。子どもの人権の救済申立ては、子ども本人からの申立てが三件、母親からの申立てが三件である。内容は、いじめ三件、虐待一件、その他二件となっている。男女の人権の救済申立て四件は、すべて本人申立てであり、

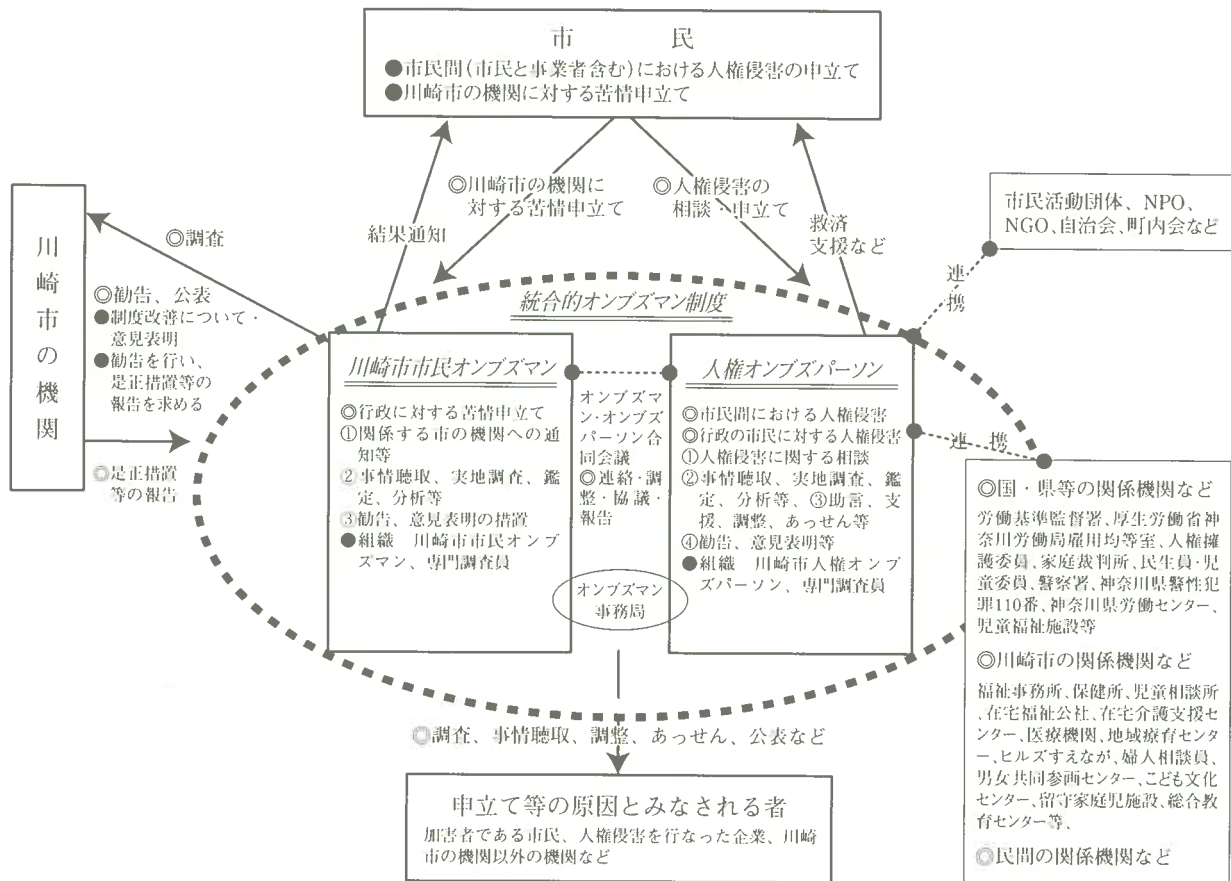
内容は、DV二件、セクハラ二件である。

電話相談では、子どもと男女の相談は別々の電話で受け付けているが、当番として担当する専門調査員は一人であり、一人が両方の電話に対応する。四人の専門調査員は、週に一回電話相談担当日が一応決まっているが、執務日に面接相談の予約や外部への調査等が入ることもある。日によって件数が波があるが、決められた当番だけでは対応しきれないこともある。そのような場合は、対応可能な別の専門調査員が受けるなど、早くも人員が不足している状況になっている。又、記録の整理に時間がかかり、自宅で記録を作成したりしている。

多くの相談は電話相談で終了しているが、子ども本人から、当初元気がない声でかけて来ても、アドバイスをして電話を切るころには、明るい声が出てくることも多い。電話相談自体が、救済そのものの重要な手段であることを実感させられている。子どもの電話の中では、公衆電話などからかけてくることも多く、「切れる、切れる」という声が出て電話が切れたこともある。子どもにとっては、電話代だけでなく、小銭やカードなどの準備が必要なのも相談する際の負担となっており、子どもの電話だけでもフリーダイヤルにすべきではないかと思っている。

男女の人権に関する相談は、法的な問題や複雑な人間関係が絡むことも多く、たとえ救済申立てにまでは至らなくても、電話相談の後、面接相談が必要になることも多い。

これまでの活動で、最も実感させられているのは、児童相談所、保健所、婦人相談所、民生委員・児童委員、警察等関係諸機関との連携がうまくいっていることである。



これこそ、条例に基づいて、行政がつくった救済機関であることの最大の長所であると思われる。

まだスタートしてから間もないころ、我が子を虐待しそうで怖い、という電話がかかってきた。夫が出張の時などに不安が

のり、つい我が子を虐待してしまいが、今晩もそういう不安があるので助けてほしい、というのである。泣き声が聞こえ、夜になっていたこともあり、すぐにタクシーで母子を迎えに行った。母親と子どもの様子から、子どもは母親が思っている以上に安心して母親に抱かれており、母子分離はかえってよくないと判断した。そのため、母子を一緒に保護できる施設に連絡し、一晩保護してもらった。翌日以降、夫や本人から希望を聞き、母親が不安な時にいつでも相談できる体制をどうするか検討した。本人たちに連絡をとり、社会資源によるサポート体制を組んだ。

公立中学校でのいじめについての救済申立事案では、申立人に対するいじめだけでなく、授業中にロケット花火や爆竹が爆発し、安心して授業に集中できない、という申立てがあった。このような事案では、加害者とされている生徒達を無理に謝らせようとしても解決しない。我々は一方を加害者として固定した決めつけはせず、問題を抱えている生徒に対し、精神的支援をする中で信頼関係を築くことで根元的な解決をはかるうと考えている。そのためには生徒達に直接接触することが不可欠なので、人権オンブズパーソンは学校に「加害者」とされている子ども達の親を集めてくれるよう頼み、人権オンブズパーソンの考え方を説明する機会を得ることができた。本件は未だ継続中であるが、警察との連携も図りながら、今後は子ども達に会い自分を大切にすることや社会ルールの厳しさを伝え、夏休み中に刑事事件の法廷傍聴などを予定している。

また、民間の児童養護施設に入所している子ども本人から、施設内でいじめられている、との救済申立てがあった。この事案では、その施設に赴いて、他の入所児童や職員からの聞き取り調査を実施し、措置をした児童相談所からも話を聴いている。

男女の人権の問題は、離婚や雇用関係など法的な問題の解決がなければ実質的な解決に至らないことも多い。人権オンブズパーソンの性格について、私は、人権を管轄するとあると捉えている。労使紛争のADRである労政事務所は、紛争解決のために、あつせん、調整、示談等の中で、金銭の授受も含めた合意の形成を援助しているが、我々の機関もまた、それと同様のことはできると考えている。そうでなければ、救済の実効性が図れないからである。事実、職場でのセクハラについての救済申立てがあり、まだ継続中であるがこれからも増える可能性がある。

DV事案でも、離婚が最良の解決策であると判断される場合、離婚条件には通常金銭的条件が含まれる。DVについての救済申立事案で、当事者間で離婚条件についての合意がえられ解決が図られたものもある。一方、激しいDV事案として近隣から騒音の問題として相談がありながら、本人が頑なに関わりを拒否していることから、対応に苦慮している事案もある。

人権オンブズパーソンが業務を開始してから三ヶ月、未だ手探りの状況である。市民に信頼され、救済の実効性を図るためには、一つ一つの事案に誠実に対応していくしかないと考えている。

(二〇〇二年八月七日記)

地図による基礎的情報の共有に向けて 麻生区地区カルテの作成について

麻生区役所区政推進課まちづくり推進担当

井川秀雄

地区カルテとは、地域の課題を探りその解決策を得るため、まちづくりの基礎となる情報を図やグラフによって取りまとめたものである。本市においては、一九七六年

に各区ごとの「地区カルテ・地域環境図集」を作成、随時更新してきたが、一九八八年を最後に現在まで更新されていない。そのため、時間の経過とともに情報自体が古くなり、更新の必要性が指摘されていた。

そこで麻生区では、平成一三年度「区パートナーシップまちづくり事業（注一）」として、市民と行政のパートナーシップにより地域の生きた情報を調査し、その活用を図るため、「麻生区地区カルテ」を作成した。

今回の事業の主眼は市民参加で作成したところにある。地区カルテに掲載されている項目は、一部アンケートなどを実施しているものの、ほとんど既存の情報を活用している。しかし、地区カルテの資料作成を通し、実際に地域の情報などを市民自身が調査し、自らの体験としてその作成手法を学んだということの意義は大きい。今後のまちづくり活動や「都市計画マスタープラン麻生区構想区民提案（注二）」策定にあた

つての活用も期待されることである。

議論の土俵としての基礎的情報

「まちづくり」という命題は余りにも幅広く、人によって「よいまち」のイメージや考え方は異なるため、多くの区民の意識や価値観を一致させることには困難がつきまとう。そこで必要となるのが議論の土俵となる基礎的情報の共有化ではないだろうか。――それぞれの感覚にのみ頼ることなく、正確な情報を把握し、それを共通の土俵として客観的な議論を重ねること――このことが合意形成への端緒になると思われる。

また、机上論に終始することなく実際に汗をかくこと、体験や課題の共有、何かを一緒にくぐり抜けてきたという感覚、それが人と人との間になんらかの親密な関係を築いてくれる。これがこの間私たちが市民とともにまちづくりにたずさわる中で得た一つの公式である。「地区カルテ調査作成委員会」のメンバーを募る際、口うるさいほどに「検討」ではなく「作業」中心であることを強調したのは、こうした理由から

であった。

作成過程

地区カルテには、区内の産業特性や土地利用の状況、道路と交通の状況など多彩な情報が掲載されているが、今回のレポートではそれら個々の項目を詳述するのではなく、区民参加による作成という視点からその過程を振り返りたい。

作成に関わった市民は、「麻生まちづくり会議（注三）」から選出された一四名の「地区カルテ調査作成委員会」委員である。各委員は、作成項目別に土地利用関連グループ、コミュニティ関連グループ、交通関連グループの三つのグループに分かれ、それぞれ作業に取り組んだ。

各グループは、基本的に平成一三年一月から平成一四年三月まで、計一〇回にわたる委員会においてワークショップ方式での作業を進め、その他必要に応じてアンケート調査及び現地調査などを行った。また、最後には各グループの成果について意見交換を行うため、発表会を開催した。

委員会として第一番目に行ったことは、この地域を知るために何が必要かという掲載項目の選択である。また、実際に自分たちで調査・作成する項目については、事務局からあらかじめ示された一九項目からグループごとに二、三項目を選定し、作業時間との関係で優先順位をつけてから作業に取り組んだ。

(1) 土地利用関連グループ

このグループでは、事務局で用意した作業手順が検討過程で二転三転し、最終的に当初選択した項目とは異なる成果品を作成したという、他のグループにはない特徴がある。

当初、作成項目として①ミニ開発状況図、②緑化施策別緑の状況図、③等高線図・地形解析図を選択。各委員とも麻生区における緑地の減少と開発の進行に対する危惧を抱いていたことから①の作成に力点を置き、他の項目は余裕があれば行うこととされた。

事務局としては位置指定道路（注四）のプロットを行うことで①を作成することを予定していたが、果たしてそれだけの作業で開発が進行している地域を図示できるのか、また、開発が起こりうる地域をモデル的に抽出し、その地域の土地利用の特性を分析・類型化することで、区内の同様な特徴を持つ地域にも適用できないかという意見が出され、機械的に位置指定道路をプロットするだけではなく、その箇所が多い地域を無秩序なミニ開発が進行している地域として選定し、詳細分析を試みることにした。そこで「下麻生・早野地区」をモデル地



「麻生地区カルテ」表紙

区として現地調査したところ、「ミニ開発でも良好な宅地を形成している場合もある」「市街化調整区域内の資材置場に廃棄物などが放置されている」などの発見があり、作業方針をもう一度見直し、「ミニ開発にとらわれることなく、地区の全体的な詳細分析を行う」こととし、さらに開発関連、緑関連、道路関連の小グループに分かれて作業することとなった。

その後、それぞれ作成した図面を重ね合わせ、「下麻生・早野地区」の課題について分析作業を行う段階にまではいたったが、時間的な制約から麻生区全体の土地利用形態分類図を作成することはできなかったため、土地利用関連グループとしては、「下麻生・早野地区の課題図」を最終的な成果品とし、頒布版の地区カルテには掲載しないということに合意された。

(2) コミュニティ関連グループ

このグループが作成したのは①最寄り品(注5)図、②子どもの遊び場分布図、③高齢者コミュニティ施設分布図の三点である。

それぞれデータ化したものが地区カルテの三五、三七、三八ページに掲載されている。

これらを作成した目的は、①については、区内における区民の買い物行動の範囲及び動向について調査することにより、行動範囲に依じた将来的な交通体系の方針、商業拠点のあり方などの検討を行う上での基礎的資料とすること、②については、子どもの遊び場及び活動範囲を調査することにより、子どもが自由に遊びまわれるような安心したまちづくりを行うための方針や将来的な遊び場のネットワークを検討する際の資料とすること、③については、高齢者が日常生活するコミュニティ施設等の分布状況及び動向を調査することによりその活動拠点と範囲を把握し、高齢者の居場所づくりや交通体系の方針などを検討する際の資料とすることなどである。

作成作業の中心はアンケートを基にしたOD(起終点)調査であった。短期間でアンケート内容の検討からその結果についての分析及び分布図の作成まで行う必要がある、委員会の時間内で処理しきれない部分については、各委員が自らの時間を割いて作業に取り組んだ。

今回のアンケート調査については、サンプル数が少ないことやアンケート配布先に偏りがなかったかなど、まちづくりの基礎的資料として適切かどうかということを確認する声もあったが、完成した分布図をみて、それぞれの課題を視覚的に把握する効果を知ることができたのは大きな成果であった。

(3) 交通関連グループ

このグループが作成したのは①幅員別道

路網図、②公共交通空白地図、③公共交通利便図の三点である。それぞれデータ化したものが地区カルテの四五、四八、四九ページに掲載されている。

このグループは、優先順位一位として選択した(幅員別)道路網図の作成にすぐに取りかかった。構成人数が三人という少数であったこともその要因の一つかもしれないが、他のグループに比べ、「議論より作業」という流れがスタート当初から強く感じられた。次の段階の作業方針についても、作業の中で発見したことを取り入れながら随時変更するという形式で進められたのである。

「道路網図」についても、当初は「幅員別」と「種類別」の二種類を作成することを予定していたが、幅員別の作成に思いのほか時間がかかったこと、種類別を作成したよりも、第二番目の「公共交通空白地図」を作成することの方が重要であると思われることなどから、余力があれば「種類別」に取り組みむことと合意された。

さらに「公共交通空白地図」の次には「駐輪・駐車場状況図」について取り組むこととされていたが、作成した「公共交通空白地図」を有効に活用して分析作業を行うため、バスの本数を調査して「公共交通利便図」を作成するという方針を採用することとなった。

こうして、交通関連グループでは委員会の時間内に全ての作業を終え、完成した図面を前に作業の労苦を分かち合うことに成功したのである。

成果と課題

今回の地区カルテ調査作成作業を通して得られた最も大きな成果は、やはり市民自身が実際に地域の情報などを調査し、自らの体験としてその作成手法を学び、さらに基礎的情報を共有することの重要性を学んだということである。また、市民とともに作成作業に加わった市職員との信頼関係構築もその成果の一つとして挙げられるだろう。

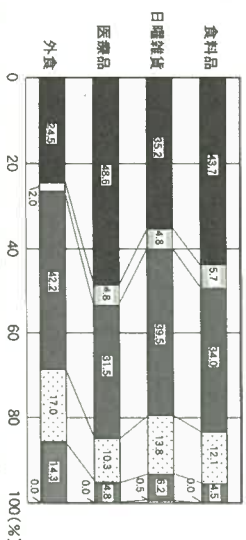
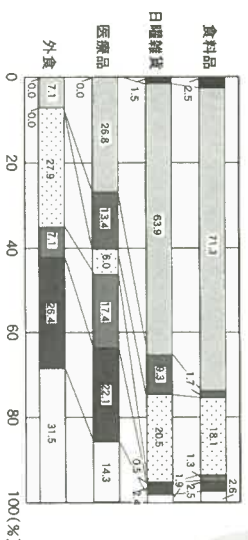
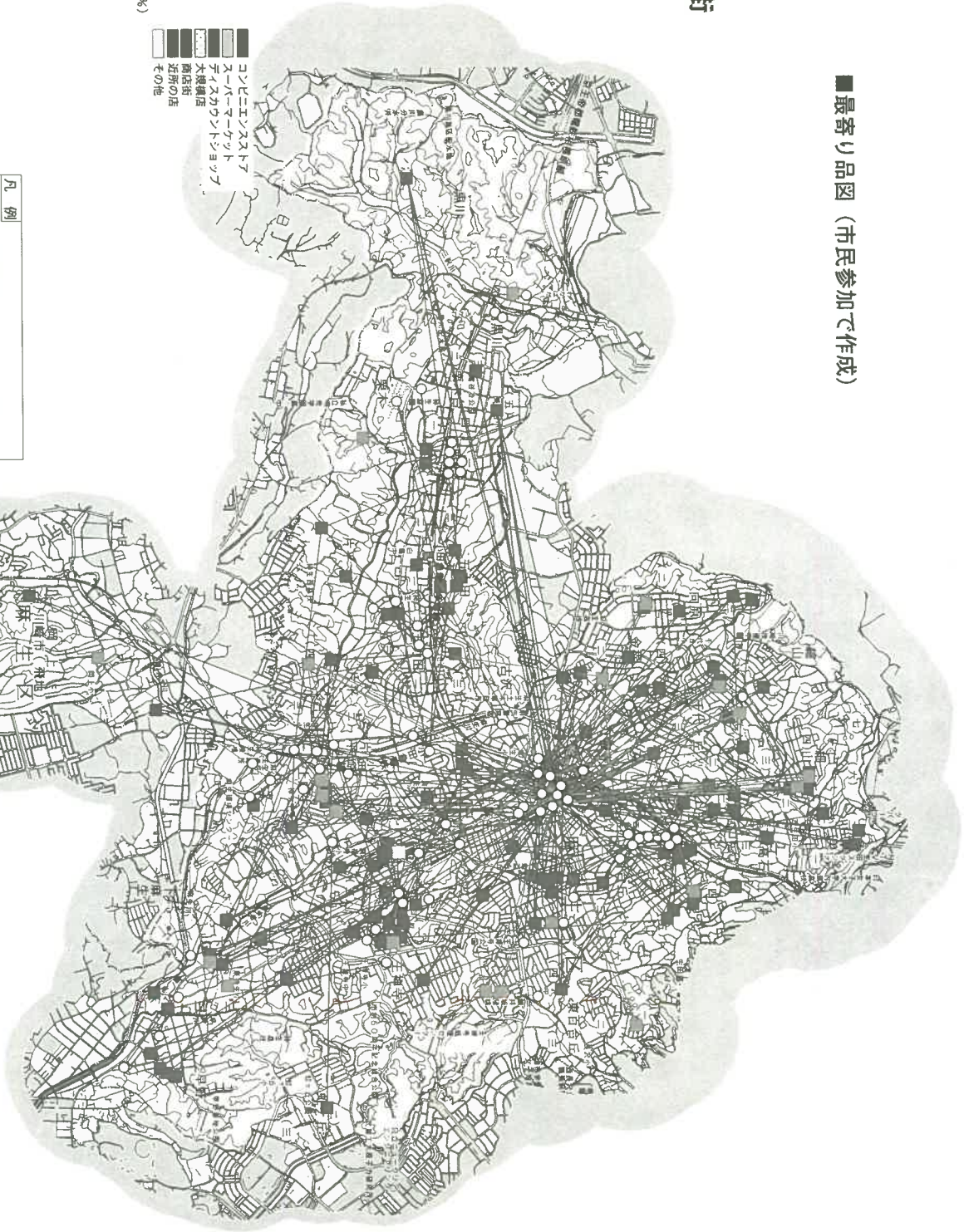
また、土地利用関連グループでは、成果品として頒布版の地区カルテに掲載することはできなかったが、ある特定地区の特徴を類型化し、区全体の検証に活用するという特徴的な作業過程が生み出された。この方式は現在進められている「都市計画マスタープラン麻生区構想検討委員会」の検討作業に生かされようとしている。

ここで、麻生区地区カルテ成果品として、頒布版の地区カルテのほか、各グループで作成した図表類が残されていることを付記しておきたい(別表参照)。この中に、参加された市民の労苦の一端を見ることができるところである。

また、これら成果の一方で、地区カルテのように各種の情報を一つにまとめる際、その調査時点のズレをどのように考え、どの最新情報を基準に据えて更新を図るのかという課題がある。地域で生活する市民にとっては、何年も前の情報は過去のものではなく、色あせて見える場合が多い。また逆に、市民が完全に満足しうる情報を整えることは難しく、市民としてもこれらの情報をどのように捉え、どのように活用するのかという課題が突きつけられているともいえる。今後、市民にとっても行政にとっても、まちづくりの道具の一つとして活用されることを期待し、解決策を探っていく

(4) 日常利用する 近隣商店・商店街

■最寄り品図 (市民参加で作成)



凡例

<住んでいる場所>

- 男性
- 女性

<ルート>

- よくいく買い物先



たい。

最後に

具体的な事業施策を立案するには、より詳細な資料及びデータが必要であることはいうまでもない。また、広域的な政策展開が必要とされる場合、麻生区に限定した情報では足りない部分もあるだろう。しかし、帯に短くたすきに長いとしても、価値観の異なった個人個人を結びつけ、共通認識の指標とするには十分ではないだろうか。物の価値というものは、それにふさわしい活用をすることによって光り輝く。地区カルテ作成の成果は、今後問われることになる。

注1 区パートナーシップまちづくり事業

本市の基本計画「川崎新時代2010プラン」の第三次実施計画である「新・中期計画」重点計画事業五五に掲げられている事業で、一区づくり白書の提案を実現し、地域に密着したまちづくり事業を推進するため、区役所が主体となつて、各事業局と連携し、市民参加手法を取り入れた計画づくりや施設づくりを行う」となされている。

注2 都市計画マスタープラン麻生区構想

麻生区では、平成一四年七月に「都市計画マスタープラン麻生区構想検討委員会」を設置し、麻生区構想区民提案づくりをスタートさせた。今後約一年半かけて区民提案づくりに取り組む。地区カルテ調査作成委員会のメンバー全員が検討委員として参加している。

注3

麻生まちづくり会議
「市民が行政と協働して麻生区の住み良いまちづくりを進めるため」平成一二年二月に設立された麻生区のまちづくり推進組織である。平成一四年七月現在の会員数は一三三名であり、各会員は「福祉」「生活」「コミュニティ」「緑・環境」の各専門部に属するほか、広報部会、区民活動支援ルーム運営委員会に所属し、具体的なまちづくり活動に取り組んでいる。

注4

位置指定道路
土地区画整理などによらない建築基準法上の道路として指定を受けた私道のこと。小規模開発時に設置された場合が多く、その開発の目安とされている。

注5

最寄り品
生鮮加工食品、日用家庭用品など、自宅から手近な場所で買求める商品のこと。

■地区カルテ成果品一覧

グループ名	成果品名	数量	作成原図
土地利用 関連 グループ	早野・下麻生地区の課題図	計7枚	
	検討フローと位置図	1枚	
	現調写真	1枚	
	みどりの現況図	1枚	1/2,500地形図
	計画的開発と規制の現況図	1枚	1/2,500地形図
	道路網の現況図	1枚	1/2,500地形図
	都市計画の総括図	1枚	1/2,500都市計画図
	土地利用現況図	1枚	1/2,500土地利用現況図
コミュニ ティ関連 グループ	最寄り品図	計9枚	
	最寄り品図1 (女性 30歳以上60歳未満)	1枚	1/10,000地形図
	最寄り品図2 (女性 60歳以上80歳未満)	1枚	1/10,000地形図
	最寄り品図3 (男性)	1枚	1/10,000地形図
	日常の買い物に関するアンケート1	1枚	
	日常の買い物に関するアンケート2	1枚	
	日常の買い物に関するアンケート3	1枚	
	日常の買い物に関するアンケート4	1枚	
	日常の買い物に関するアンケート5	1枚	
	日常の買い物に関するアンケート6	1枚	
	子どもの遊び場分布図	計5枚	
	子どもの遊び場分布図1 (平日)	1枚	1/10,000地形図
	子どもの遊び場分布図2 (休日)	1枚	1/10,000地形図
	子どもの遊び場についてのアンケート1	1枚	
	子どもの遊び場についてのアンケート2	1枚	
	子どもの遊び場についてのアンケート3	1枚	
	高齢者コミュニティ施設分布図	計5枚	
	高齢者コミュニティ施設分布図1 (男女 65歳以上70歳未満)	1枚	1/10,000地形図
高齢者コミュニティ施設分布図2 (男女 70歳以上75歳未満)	1枚	1/10,000地形図	
高齢者コミュニティ施設分布図3 (男女 75歳以上)	1枚	1/10,000地形図	
高齢者の居場所に関するアンケート1	1枚		
高齢者の居場所に関するアンケート2	1枚		
交通関連 グループ	幅員別道路網図	1枚	1/10,000地形図
	公共交通空白地図	1枚	1/10,000地形図
	公共交通利便図	1枚	1/10,000地形図

川崎市における資金運用及び 財源調達の課題と方向性

収入役室出納課収入役室指導係

広岡真生

本年四月に定期性預金におけるペイオフ（元本）〇〇〇万円とその利息のみが保護される制度が解禁され、自治体における資金運用体制の見直しが進められている。竹中金融相による総合デフレ対策の決定過程を見ると、金融政策が小泉内閣の最重要課題であることはまちがいがなく、最終的な決着を見るまではまだしばらく時間がかかりそうである。

現段階でいえることは、平成八年の金融ビッグバン構想以降、さまざまな制度改革が行われており、市場規律の導入は金融機関のみならず、自治体の資金管理にも大きな影響を及ぼしているということである。ペイオフ完全解禁の二年延期が決まったわけだが、自治体を取り巻く金融情勢は決して後戻りすることはないであろう。これは、護送船団方式のゆるま湯に漬かってきた金融機関と、その金融機関との間で蜜月を謳歌してきた自治体の双方に改革を迫ることに他ならない。

この稿では、今後自治体が直面するであろう資金運用や調達の問題について述べていきたい。

本市のペイオフ対策

本年三月の本市議会においても、ペイオフ解禁に関する多数の質問をいただいた。預金に対する保護がなくなることで、間接金融中心の日本社会に与えるインパクトは大きく、マスコミをはじめ世間の耳目を集めたわけである。

本市におけるペイオフ対策は、平成一年一月に設置した「川崎市公金預金の保管に関する検討会」において進められ、昨年一月に検討の結果が報告書としてまとめられている。その後、この報告書の方針に基づき「川崎市公金の保管及び運用に関する方針」を策定、安全性を第一に据えた資金運用の大方針が定められた。

地方自治法施行令第一六八条の六「歳計現金の保管」には、公金の保管法を「指定金融機関その他の確実な金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法」と定めており、そもそも金融機関の破綻は想定されていないことがわかる。このため、これまでの自治体における資金運用の手段は、

金融機関への預貯金がほとんどであり、運用によって公金が毀損する事態など考えるべくもなかった。ペイオフ解禁とは、まさにこの「リスク」の管理体制確立を求める一大変革であり、今後は、これまで意識の端にも上らなかつたであろうリスクという現実にも、正面から向かい合わざるを得なくなったわけである。

資金運用とリスク

現在本市が資金運用の方法として選択しているのは、金融機関への預貯金と、債券購入である。このいずれもがリスクを内包しており、預金と債券の割合をどのようにするのかの判断も非常に難しいものがある。本市では向こう五年間の資金需要予測を立てた上で、債券購入金額の割合を決定している。

債券購入をするにあたっては、発行元が破綻する危険の考えにくい国債、政府保証債、地方債に種類を絞り、途中売却を行わない満期保有とし、また、毎年一定額が償還を迎えるラダー型ポートフォリオをくむ

ことで、金利上昇リスクへの対応を行っている。

一方、預入れ先金融機関の破綻リスクについては格付け、株価、預金量の推移などを分析した上で、預入れ先金融機関の選別を行っているようである。東京都では、金融の専門家による公金管理委員会の助言により上記の分析を行った結果、外国銀行を運用先とした点が話題となった。

本市においては、日本格付研究所の専門家によるアドバイスを受けながら、格付け、株価の推移はもちろん、半期ごとの決算情報を収集・分析している。金融機関の分析で多くの自治体が直面している問題は、借金・信組をはじめとする地域金融機関のほとんどが株式や債券を発行しておらず、このため格付けも取得していないことにある。つまりデイスクロージャー誌などから得られる情報をもとに、自らの責任において判断せざるを得ないわけである。本市もこの例に漏れないが、これを補完するために各金融機関の財務担当者などに直接のヒアリングを行っている。ヒアリングのポイントには、経営状況の経年変化と今後の見通し、リスク管理への体制づくり、預金量の変化などである。

これらの作業を行った上で、いくつかの財務諸表を評点化し、預金限度額の設定や、預入れ期間の決定を行い、健全性に応じた預金先の選別をしている。

資金の調達

以上が本市における運用の現状であるが、金融情勢の変化は、資金の調達においても

影響を及ぼしている。

本市がすでに発表した行財政改革プランでも明らかのように、今後数年間の税収の伸びは期待できる状態にない。一方、長引く不況と株価の低迷、ベイオフ解禁の影響もあって、金融市場における安全志向はとどまるところを知らない。行き場を失った資金がリスクの低い債券に集中していることもあって、昨今の地方債に対する人気は非常に高く、資金の調達環境としては好ましい限りである。

こういった環境の中、自治体によるIRR（インベスターズリレーション、投資家向け説明会）への要望が高まっており、すでに東京都、札幌市などが実施している。本稿の前半部分では、資金運用サイドの視点から預金先金融機関の財務分析について述べてきたが、今度は逆に資金調達サイドとして、本市の詳細な財務情報の公開が求められるわけである。

今年度から始まった地方債の発行に関する二テール方式（発行量が多く流動性高い東京都債と、それ以外の自治体の債券で発行条件に差をつける方式。これまでは一律同条件であった）は、多少の曲折は予想されるものの、近い将来、完全にそれぞれの財政運営能力に応じた形態になるはずである。そうなった場合には、前述したIRRの巧拙が調達条件に大きな影響を及ぼすことは間違いない。

現在多くの自治体で取り組みが進んでいるバランスシートの作成などは、市場に対するIRRの資料としては必須のものとなるだろう。こういった財政状況の厳しい時代だからこそ、民間の企業会計に習い、現状の把握や今後の見通しに関する詳細な説明

も必要になるであろう。予算制度、行政評価制度に加え、公会計制度全般の見直しが迫られている理由もここにある。

ミニ公募債の動き

資金調達の最近の動きでもうひとつ注目したいのは、「ミニ公募債」「愛県債」といった、福祉施設の建設などにその用途を限定した個人向け地方債の発行である。

九月四日に発行された「東京都再生都債」は、発行後わずか八〇分で二〇〇億円を完売した。空前の株安というタイミングのよさも幸いしたが、ここで注目すべきは、自分の住む（または勤める）地域の施策に、投資という形で参加の道を開いた点である。ここで重要になるのは、自治体に対する信頼感の形成である。財政運営の健全性や、情報公開に対する姿勢のみならず、調達した資金使途の妥当性や、その政策の決定過程におけるプロセスの透明性など、まさに行政運営のあり方そのものが問われるわけである。

本市の取るべき対応

このように、現在の自治体を取り巻く金融情勢は、これまでにない速さで変化しており、金融機関や、金融市場との関係はますます重要性を増していくこととなる。今後は、より一層の財政情報開示と説明責任が求められることとなり、金融情勢の変化に応じた的確な判断力も必要となる。

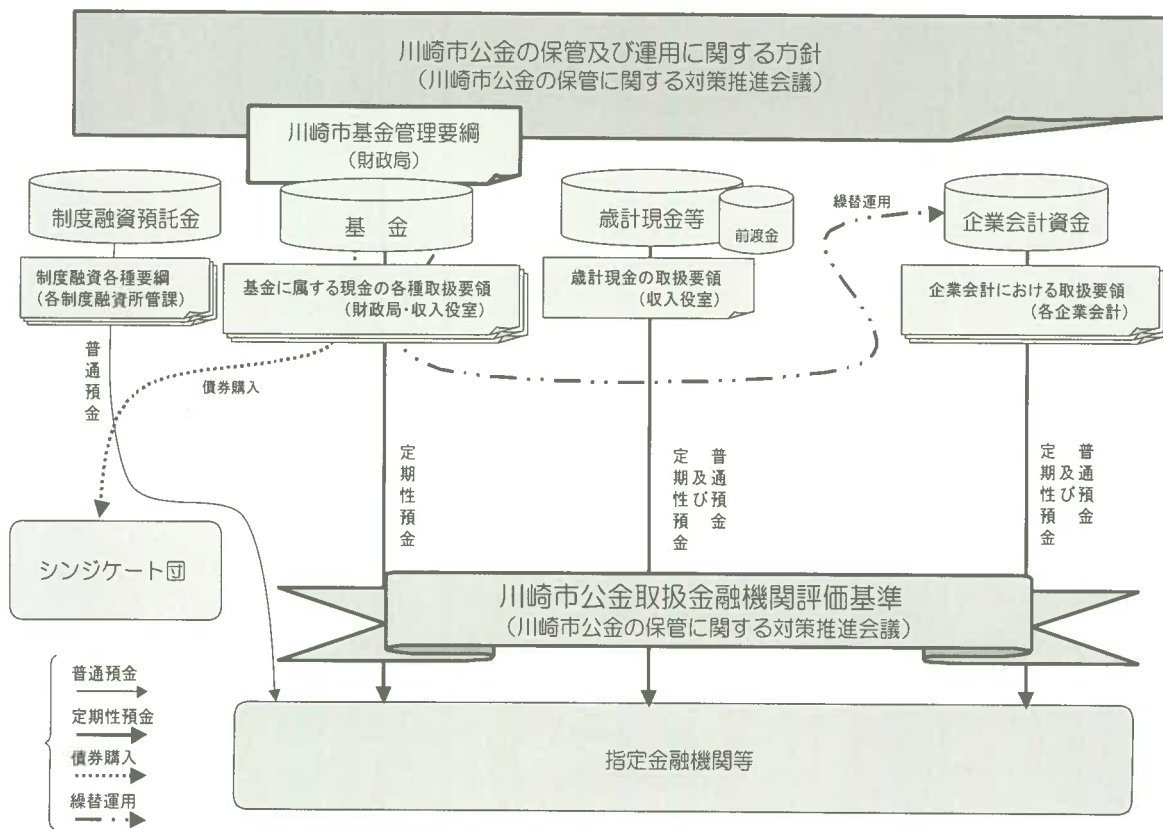
そこで大切なキーワードは「自己責任」である。金融の専門家によるアドバイスも助言の域を出ることはない。結局は最終的

な決断と、その結果に対する責任を、本市自らがとることとなり、その覚悟が必要である。

本市が今後取り組むべき課題は、さまざまな金融情勢下における判断能力の向上を

図ることであり、幅広い金融知識を持った職員の育成を行うことである。このためには、本市のトータルでの金融施策を立案し、実行するといった視点を欠かすことはできない。

川崎市における公金の保管及び運用に関する体系図（平成14年度）



第15回 市町村シンポジウムワークショップ

お金から考えるコミュニティ

学生時代の市役所イメージと、入社後の川崎に対する思い

川崎区役所田島福祉センター

岩村史紀

高津区役所区民福祉部福祉課

滝口和央

麻生区役所区民福祉部福祉課

小島健太郎

中原区役所区民福祉部福祉課

野和田将太

市町村シンポジウムが本年度一五回目と言う節目を迎え、二月六、七日の二日間にわたって「地域発まの姿、国のかたち」と題し開催された。この全体の内容については、「第一五回市町村シンポジウム報告書」地域発／まの姿、自治のかたち」で紹介されているのでこちらを参照していただきたい。ここでは、私たちが大学生スタッフとして参加し、二日目に中小企業婦人会館にて行われたワークショップ「お金から考えるコミュニティ」について紹介していきたい。

まず、準備段階の様子やテーマ決定に至るまでの経緯について述べ、次に、当日の概要、そして会を振り返っての雑感と今後の提案について述べていく。その中で、四月から実際に川崎市の職員になって、学生と職員、それぞれの立場で感じる相違点についても述べていきたい。

学生の入った画期的なスタッフ

ワークショップと聞いて何を思い浮かべるだろうか。私たちがこの会を知った時は、まだ大学四年生であったが、何となくおもしろそう、どんな職員がいるんだろう、行政と市民が参加した会をゼロから作りあげてみたいという興味からスタッフとして参加しようと思ったのである。若い職員から四〇代くらいの職員、川崎市民、そして学生まで二〇人位のバラエティ富んだ構成で一〇月下旬に一回目の会合は開かれた。その中で学生は八人程参加したが、自分の思ったことを臆せず発言し、また職員はそんな私たちが暖かく迎えてくれた。何やらこれまでの一四回の中で学生がスタッフとして入って準備段階から参加したのは始めてのようなのだ。その後は一ヶ月に一回程度、夜、市関係の施設に集まって準備のための会合が行われた。

テーマについては各自案を持ち合いブレゼンテーションによって決めていった。スタッフの中で最も共通した問題意識が、「税金をはじめお金の流れが見えにくい、関心がない、お金が必要などころに流れていない」といったお金に関することであった。同時にこのお金を使ってコミュニティを活性化することは考えられないかという欲張りな意見も出てきた。遅々として進まない議論に対する葛藤など様々な課題をクリアしながら、難産の末生まれてきたテーマが「お金から考えるコミュニティ」だったのである。

シンポジウム当日

司会も学生に任せようということで今回分筆している岩村が司会の一人として抜擢された。学生に経験させようという職員の心意気が嬉しくもあり、またそこが何事に

もトライしてみようという川崎らしさを感じた。当日は八〇人を超える方々に参加していただき、自治体関係者だけでなく、会社員、主婦、また遠く北関東から来ていただいた方もいた。大変うれしいことであった。

午前中は、地域社会におけるお金の循環の問題点を認識していただくため、まず四名の市民活動家の方々に話をいただいた。まず、コミュニティビジネス研究所所長、細内信孝氏からは、雇用の創出の視点から、コミュニティビジネスについて話をいただいた。経済のグローバル化が進展し、大競争時代の到来が叫ばれ、これに対応した経済システムが構築されてきたが、現在直面しつつある高齢化、要介護者の増加、社会保険制度の破綻など社会問題に対して適切な対応策を提示できない状況にある。こうした中で、社会問題を解決し、大競争と共存しうるような、地域社会における相互扶助の仕組み、お互いの顔が見える中でビジネスが成り立つような「新しい経済」の仕組みをつくっていくことが求められている。その仕組みの構築にあたって、人々は会社社会だけでなく、地域社会の一員として生きていく必要がある、こうした一つの手段がコミュニティビジネスであり、雇用を創出し地域の活性化に貢献する。こうしたお話の中では、資本主義社会の中での経済循環の必要性は依然として大きい、これと共存する「新しい経済」、最近の言葉を使えば「ポラタリ経済」を構築していく必要性を感じた。

次に、北海道栗山町、宮本孝之氏からは、栗山町で実験されているエコマネー・クリンについてお話をいただいた。北海道の栗山町でも、都市化の進展の中で人々の結び

つきが希薄になりつつある。特に、高齢化が顕著となりつつある中で、その雪下ろしの手伝いなど、地域の人々で少しずつ助け合う相互扶助の仕組みを構築したいの思いつきから、エコマネーと言う地域通貨を媒体に地域社会でお互いに助け合う循環システムの構築を進め、徐々にその成果が見えるようになってきた。地域でのみ使えるエコ



ワークショップの様子

マネー自体は、「地域を閉じる」といった感じが強いが、その中で人の顔が見えてくることの重要性を実感した。

そして、不登校の子どもを支援する活動を行っている「フリースペースたまりば」の西野博之氏からは、子育ての責任を両親だけが担い、問題があると親を責め立てるといふ社会状況の中で、両親及び子どもが直

面している深刻な現状を語っていた。また、実際の活動内容についてお話いただいた。行政が担うことのできない部分を、ボランティアなセクターとしてのたまりばが担っている。その活動には、社会的な意義が見出されるにも拘わらず、補助金は来ないといった状況下で、会費収入だけでは運営費や人件費を賄うのが困難であり、そのため市民から寄付を募り資金をフリースペース、フリースクールなどの団体へ再配分する、「神奈川子ども未来ファンド」構想の実現に向けた取り組みを進めているとのことであった。NPOなど行政以外で公共的な活動を行っている主体へお金が出ていない現状について痛感させられた。

さらに、埼玉県の狭山丘陵の自然を守るためにナショナルトラスト運動として発足した『財団法人トトロの森』の荻野豊氏からは、里山保全を通じて市民、行政、そして地権者間のネットワーク構築の事例についてお話いただいた。「トトロ」というキャラクターを活用しながら、全国から多くのファンを集め、資金を活用して里山を

購入する。それは、単なる財団の土地購入にとどまらず、地権者にも、行政にも自分の負担をしてもらい、さらに里山管理など保全活動を推進していく上で、さらに保全の輪を広げ、人と自然の良い関係を作り出していくことにつながっていったとのことであった。この事例は里山保全という視点ではあるが、これに限らず小さな取り組みを積み重ねて、地域の取り組みの輪を大きく育てていく必要性を感じた。

最後に、基調講演として、東京都立大学法学部金井利之助教授から、顔の見える関係の中で、信用や相互扶助の仕組みを作っていくことの必要性についてお話をいただいた。ボランティアセクターが資金を得る手段には、補助金や寄付金などが考えられるがあるが、補助金については、既得権化すればNPOも抵抗勢力となってしまう可能性も懸念される。また、寄付金については信用を構築していくことが必要であり、そのためには自らが「身銭を切る」ことや「顔の見える範囲」を大切にしながら、活動を展開していくことが重要であり、この仕組みを構築するための事例として、本日様々な報告があった。特に、行政の自己規律がない中で、行政だけでなく、それをまともにするようなNPOが地域社会に必要であり、これまでの日本社会の様

に組織の存続だけを考えるのではなく、多様な価値観に基づいた規律を構築していく、信用を形成していくことが必要であると述べられた。行政職員になる自分たちにとって、行政に自己規律がないという言葉は大きく心に響いたが、逆に多様な主体とともに地域社会を作っていく必要性を感じた。

お買い物ゲーム

午後は参加者が主役となって楽しんでほしい、地域内でのお金の循環を肌で実感してもらおうという意図のもとお買い物ゲームを行った。このゲームは今回の見せ場の一つであった。簡単にルールを説明していただく。まず、自分の欲しいサービスマン提供できるサービスマン用紙に五つ記入してもらおう。次に、コインチョコを五枚ずつ持ち金として全員に配るが、行政にまず税金として二枚取られてしまう。残った三枚で、どれだけ自分が欲しいサービスマンを受け取ることができるかを競うゲームだ。供給者が市民の場合では相手との交渉で需給が一致すればサービスマンを受け取ることができる。しかし、できるサービスマンとできないサービスマンがあるためなかなか需給は一致しない。供給者が行政の場合、納税済みのため、特に費用を要しないが、意思決定に時間がかかる上、できるサービスマンも公的サービスマンとして妥当であると判断された場合に限り得る。供給者が企業の場合、サービスマンは何でもできるがお金を三枚払わなくてはならないので、ほかに自分の欲しいサービスマンを得ることができなくなってしまう。問題は点は多々あるがこんなルールの下でそれぞれ工夫していかにも多くのサービスマンを受け取る



買い物ゲームの様子

ことができるのか、またお金の循環について体験してもらうためにゲームは行われた。開始してみると、市民間でまず流通がはじまった。しかし、次第に需給が一致するまでの時間がかかるのを嫌って、行政に頼みにきたり、高額を払って企業に頼む者も多くなってきた。ゲーム上でありながら行政はノロイし怠慢であるというきついお言

は、主に議論を引っ張る人、黙って話を聞く人、様々な人がいて楽しい時間が過ぎた。実際に市を構成する住民の縮図ともいえる方達であった。そんな中で大変貴重な経験となったことは、行政、市民の垣根を越えて、一人間として共通の課題について真剣に考えられたことであった。結論に至ったグループもあれば至らなかったグループ

葉もいただいた。これは、日ごろの恨みも込められているように感じた。全体的には、予想に反し市民同士の動きは少なかつた。会場内に市民同士の出会いの場があればまた違ったのではないかとというのがゲーム後振り返りの感想である。つまり、きっかけがないと市民の中でも生まれるものも生まれなくなってしまうということなのではないかと感じさせられた。

グループ討論

次に、七人程度のグループに分かれて環境、福祉などをテーマにお金を使っていかにサービスを創造し、コミュニティの活性化を図っていくかについて話し合われた。ここで

もあつたが、思い思いのものを語っていた。互いの意見がバラバラで面白いところでもあるが、そこを妥協したり折り合いをつけていくという合意形成が実際の市民参加では求められている。さらに、市民参加は参加者の背景にある知識・経験レベルに差が生じるほど難しくなる。また、今回はスタッフがファシリテーターという役を担い議論を引っ張っていったが、実社会で引っ張っていく人はどういった人が担うのかという疑問も生じた。しかしながら、まずは、市民が意見を発表し、ぶつけあうことだけでもお互いの顔が見えるという意味で充分に意義はあるとも感じさせられた。そこから市民も行政も合意形成の方法を少しずつでも学習していく必要性を考えさせられた。

これからの川崎市を担っていくために

学生は机上の学問はできてもなかなか市民の本心を伺うチャンスは少ない。そのため、今回のシンポジウムに参加して一番の糧は市民の方と直接議論ができたことであつた。市民の方からも職員になつてからもその新鮮な気持ちを持ち続けてくださいとも励まされた。しかしながら、行政職員として役所の中に入つてしまうと、日々の業務に追われ自分の仕事以外にはなかなか手が回りにくくなるのが現状である。

けれども、私たちは学生るとき経験したこの気持ちを持ち続けなければとの思いから、現在、先輩職員にサポートしてもらいながら、シンポジウムのスタッフを中心に自主的に有志を募って市民活動されている

方のお話を聞く会を開いている。最初は、何で市民活動なんかしてるのだろうか、そんなにがんばるなよと一歩引いた目で見ていた。しかし、何人かお話しいただいた市民活動家の方々と顔をあわせて会話すると、心から活動そのものを楽しみ、それにみんなを巻き込んでいこうという常に前向きな取り組みをしている底知れないパワーを感じる。私たちは大変元気をもらっている。こうした元気をいただきながら、「顔の見える」関係性を構築するとともに、地域を形成する多様な主体のひとつとなるべく活動を継続できればと考えている。

今回のお金から考えるコミュニティとは、つい希薄になりがちな近隣との関わりをお金という媒体を使って有機的に結び付けていけないかという思いからはじまった。従来型の見方にしたがえば、公務員の地位は社会的に安定しており、生活も保障されている。反面、同時に惰性を生じさせる危険性をはらんでいる。私たちは、日本型雇用慣行が崩れていく中、それぞれが自分の存在意義を考え、無機的に群れることなく個人が自立してよく考え、表現することが、より良い社会を作っていくために大切なのではないかと考えている。難しいことに聞こえるかもしれないが、そんな一人一人の小さな頑張り・表現・笑顔がダイナミズムをもたらし元気な川崎を作り、日本国をも変えていくのであろう。これを読んでいただいた方々にも既存の状況に満足せず、何かしら自分のできることを考え何か表現して欲しいということが私たちの希望するところであり、これを契機として「顔の見える輪」をさらに拡げていければと考えている。

職場研修成果の紹介として、空き店舗対策を通じてまちの活性化の研究、海外事例の調査を通じて本市の政策課題について研究を行う政策課題特別研究について、地域の住民とともに「TMO」という枠組みを活用しながら活性化を進める方策や計画段階での事業の影響を評価する戦略的環境アセスメントについて報告しています。また、川崎市の大山街道を事例に取り上げた歴史を生かしたまちづくり手法の検討や、水循環型の都市づくりに向けた雨水浸透の提案、大学院派遣の成果報告、大韓民国富川市派遣職員の見聞報告など盛りだくさん内容となっています。

空き店舗対策をキーに まちの活性化を考える

経済局商業観光課（空き店舗対策研究チーム）

勝山慶二

近年、ライフスタイルの変化、交通網の整備やモータリゼーションの進展、郊外型ショッピングセンターでのワンストップショッピングの定着、コンビニエンスストアなど様々な業態の小売店の進出などにより、商店街と地域のニーズとのギャップが徐々に広がり、商店街からの顧客離れが著しいといわれている。そのため、全国的に商店街における空き店舗の増加が深刻な問題となっている。川崎市も例外ではなく、経済局では職員による空き店舗対策研究会を立ち上げ、それぞれの業務からみた空き店舗対策について研究を行なっている。

なぜ空き店舗対策が必要か

商店街においては、魅力的な店舗構成による相乗効果が集客における非常に重要な要素である。商店街での空き店舗の増加は、単に個店の廃業にとどまらず、商店街が持つ

ている地域の商業集積地としての機能の低下、ひいては商店街全体の魅力の低下をもたらす。その結果、多くの空き店舗を抱えた商店街からは、顧客が離れ、にぎわいが失われてゆく。一方、商店街が従来担っている役割は、単なる買い物場の場にとどまらず、地域の中心として人々がふれあう場であり、憩いの場でもあり、いわゆる「地域コミュニティの核」としての役割であるといわれている。また、地域の文化や歴史を継承する役割も大きく、良好な住環境やまちづくりにも大きな役割を果たしている。しかし、空き店舗を多く抱える商店街は、本来持っていた地域コミュニティの核としての機能を喪失しつつあることも否めない。商店街における空き店舗対策は、商店街が本来持っていた「地域コミュニティの核」として機能の再生にほかならず、商店街を含んだ地域の活性化や活気のあるまちづくり、地域振興への重要な一歩となるのである。

なぜ空き店舗は増えるのか

空き店舗の増加の原因は、景気の悪化のみならず、商店街の魅力の構成要素としての「魅力のある個店」が減少し、商店街全体の魅力が低下し、衰退したことが大きい。「急激な社会や経済、産業構造の変化」とそれに伴う「消費者側の変化」に対して、「変化に対応しきれなかった、あるいはしようとしなかった事業者」が商店街内に多い場合、商店街の相対的な競争力の低下は避けられない。かつては商店街で物を買うことが生活の中で大きな役割を果たしてきたが、流通経路の発達等により商店街で買うことが消費者の選択肢の一部に過ぎなくなった。一方、かつての成功を引きずる事業者、あるいはすでに成功をおさめ、財産形成が終了し、生業的な商売への転換を済ませた事業者は、変化への対応が鈍くなる。

別表1 空き店舗発生主な原因

事業者	マーケティングの失敗	規制緩和による大型店の進出 流通機能・価格競争力・商品力の低下
	個店の事業意欲の衰退	資産形成の終了により商売が副業化 経営者の高齢化と後継者不足 賃料負担が大きい 新規開業のリスクが大きすぎる
消費者	消費者の選択肢の拡大	消費者ライフスタイルの変化 宅配等流通チャンネルの多様化・高度化 高度情報化

そうした事業者が多い商店街は消費者の厳しい選択の目にさらされ、消費者のニーズとの乖離を埋められずにいる。（別表1 空き店舗発生主な原因を参考）
これらの一般的な背景を踏まえて、空き店舗対策の方向性を大別すると「退店者や廃業者の抑制」と「新規出店者の誘致」があげられる。しかし、その実施には大きな問題が伴う。



ふれあいショップ「ともとも」

退店者や廃業者の抑制

平成一二年六月からの大規模小売店舗立地法(注1)の施行により、大型店の出店は原則自由となり、個店の競争力は相対的に低下した。このため、商店街や個店が生き残るためには、より地域に密着し、地域ニーズを踏まえて勝負していく必要が生じている(注2)。一方、川崎市の「個店」に対する支援策は融資と診断が主なもので商店街への支援策と比べると限定的なものになっている。

営業の継続は「個店」の自助努力に依存する部分が多い。しかし、生業的な商売を行なっている事業者は、総じて高齢化が進み、後継者難にみまわれているため、当代限りでの廃業を考えていることが多い。こうした事業者に対しては、後継者の育成と事業承継をスムーズにするための支援、業態を維持するための支援(物販店は物販店として営業を維持できるようにする等)、新規事業のリスクを低減するための支援等が求められる。こうした支援をするにしても、事業効果があらわれるまでに長期的支援が求められることが予測される。一定の要件を満たした「既存の個店」に対しては、商店街全体の魅力を維持するために、多様な支援策を設けることについては議論されるべきである。

新規出店者の誘致

空き店舗に新規出店者を誘致するといっても、「現在のような厳しい状況の中では、新規出店を考えるような者はなかなか見つ

からないのではないか？」という疑問が湧くかもしれないが、決してそのようなことはない。本市の経済局金融課で行っている開業支援資金融資制度の平成一三年度の申し込み数は七三件(結果的に取下げになったものや認定されなかったものを含む)であったが、そのうち業種的に商店街で開業できそうな事業内容あるいは実際に商店街近辺で開業した事業内容のものについては計二〇件あった(飲食店・小売店等、ただし開業医・マッサージ業・地域保育園をそれぞれ一件ずつ含む)。その一方で、新たに開業する際には、コストを抑えるために商店街から少し離れた賃借料の安いところを出店先として選ばざるを得ないこともあるのが現実である。すなわち、新規開業者にとっては、改装費などのインシャルコストの負担が立地にそれほど影響されない以上、ランニングコスト、つまり賃借料が高いということが商店街での出店に対する妨げの一つになっているのである。

空き店舗対策における視点

空き店舗対策における行政の支援について考える場合、①空き店舗を抱えた商店街に対する支援、②空き店舗で新たに起業する側への支援、③起業者と商店街の双方の要望を満たす形での効果的なマッチング、④地域のニーズとのマッチング等の視点が必要といえる。

①の場合、空き店舗を商店街の衰退原因(別表1 再掲)や商店街の方向性など地域の実情を的確に捉えた支援策をいかにして提供できるかがカギになる(別表2)。「支援策をパッケージとして提示すること

別表2 商店街の方向性と空き店舗を利用した施設の種類・活用例

商店街の方向性	施設の種類	活用例
地域の商業集積地を目指す	商業施設	不足業種の誘致 チャレンジショップ レンタルスペースや一坪ショップ 商店街による収益事業（ピザ屋など）
産業の集積を目指す	産業施設	SOHOオフィス
地域コミュニティの核を目指す	環境リサイクル施設	駐輪施設 資源回収機器の設置
	福祉関連施設	保育関係施設 高齢者関係施設
	その他の施設	地域コミュニティ施設 文化・情報発信施設（移動物産展や各区の名品紹介） スポーツ施設

で、迅速かつ効果的な支援を提供できないか」「必要とされる支援と現行の支援制度との乖離をいかにして埋めるか」などを考慮する必要がある。

②の場合、商業施設として活用する場合
には、現行の制度としては、中小商業活性化補助事業（注3）や空き店舗コミュニティ

施設活用補助事業（注4）がある。しかし、純粋に営利を追求する個店に対する支援については、「融資」制度として開業支援資金制度が存在するが、「補助」は想定されていない。魅力ある個店の存在が商店街に人を集め、全体に活気をもたらすといわれている以上、一定の要件を満たす個店に対して何らかの補助をすることで、創業、新規参入のリスクを軽減することは選択肢として無視できない（神奈川県については注4を参照）。

③の場合、空き店舗の「活きた」情報を集めるためには、家主や不動産業者等、情報を提供する側に何らかのインセンティブが必要である（例 空き店舗情報が定期的に新聞広告で提供されるなど）。空き店舗を貸し出したが貸せずにいる家主は物件の情報をなるべく広く提供したいと考えているし、不動産業者は「活きた」情報をもっているともいえる。「活きた」商店街の空き店舗情報を集め、起業者と商店街、貸主の三者の要望を満たす形でマッチングシステムの提供（例 ホームページの活用等）を図っていくことが重要なポイントとなる。

④の場合、空き店舗と地域のニーズとのマッチングの視点は欠かせない。空き店舗の活用方法は、商業施設にとどまらず、産業施設、環境リサイクル施設、福祉関連施設等多岐にわたる。どのような空き店舗の活用方法が求められているかを、ワークショップ等により地域住民と一体となつて探っていくことも、空き店

舗の活用を商店街の魅力回復につながる手段の一つになるといえる。

また、これらの支援を行なう場合の前提として、空き店舗の存在に悩む商店街側に対しては、商店街としての将来のビジョンをもち、常に活性化に向けて取り組んでいく姿勢を持ち続けていくことが求められている。

まとめ

空き店舗を活用する場合には、商業施設としての活用に限らず、さまざまな方法が考えられる。行政ではなく、業者と地域住民が主体となつて、空き店舗が立地する商店街や商店街を取り巻く状況を考慮し、街づくりの観点からそのコミュニティに不足しているものを空き店舗の整備によって補うこと、そして行政はそれらを側面から支援する姿が理想的なのではないだろうか。

※ 研究活動参加者
経済局金融課 菊川隆志、幸田隆浩
同局商業観光課 平井 孝、勝山慶一

注5

神奈川県では「チャレンジショップ事業」として新規出店者に対する創業リスクの緩和を目的とし、新規性・革新性のある業種・業態であり集客や経営革新など既存店への好影響が期待できる事業に対して、開業前セミナーへの参加、空き店舗補助（店舗改装費、賃借料の補助）適用、神奈川県中小企業融資の申し込み資格の付与、経営アドバイザーの派遣等の既存制度を総合的に支援する制度がある。

注4

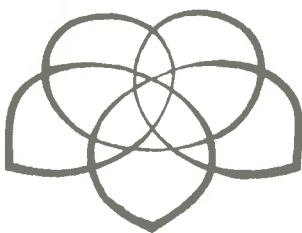
空き店舗コミュニティ施設活用補助事業（経済局商業観光課 平成一四年新規事業）
法人商店街や社会福祉法人、NPO法人などが事業実施主体となり、保育施設、高齢者向けの交流施設などのコミュニティ施設を商店街の空き店舗に設置する場合には、家賃・改装費等を補助する制度である。

注2

平成一〇年度に川崎市中小企業支援センター（現経済局金融課）が行なった消費購買行動調査（<http://www.kawasaki-net.jp/kinyu/hiokudou/>）では、「東京と横浜に挟まれた川崎市の広域的な商業集積競争が進行していること」「選択的消費は市外流出割合が高く、必需的消費は流出割合が低いこと」「商店街が解決するべき問題点について商店と市民の間に意識の違いがあること」等が示されている。また、中小企業庁が平成九年一月に行なった「消費と勤労に関する調査」によれば、日常の買い物をする店として買回品については郊外の店を選択するものが多いが、最寄品については家の近くの店を選択するものが多いという結果が出ている。

注3

中小商業活性化補助事業（経済局商業観光課）
法人商店街あるいは事業協同組合が事業主体となり、空き店舗を新たな事業実施の拠点や不足業種の補完



TMO(タウンマネージメント)機関への市民参加と 川崎駅東口周辺のまちづくり

経済局産業振興課主査

成田伸治

麻生区役所区政推進課

藤原亮子

車社会の進展や、郊外型ショッピングセンターの出現などにより、全国的に中心市街地の商業の衰退が進む中、平成一〇年七月に「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律(「中心市街地活性化法」)が施行され、市町村単位で「中心市街地活性化基本計画」を策定し、TMO組織を設立して活性化事業に取り組んでいくことが定められました。

これに基づき、本市においても、平成一〇年に「川崎駅周辺市街地活性化基本計画」を策定し、川崎駅東口エリア(約九〇ヘクタール)を商業重点地区と位置づけました。さらに平成一三年六月には川崎市産業振興財団がTMO機関に認定され、この地区の商業の活性化を中心とする街全体の活性化を担っていくことになりました。本市TMOは、商店街連合会、大型店、金融機関、商工会議所、タウンマネージャーと呼ばれる専門家(アドバイザー)から構成される運営協議会を中枢機関として、その下に①

環境②イベント・販促③情報の三つの部会が設置されています。①の環境部会においては「リサイクルの促進」「民間業者へのごみ回収の統一委託」など、②のイベント・販促部会においては「既存のイベントの見直し」「街全体の統一イベントの企画・開催」「新たな川崎のイメージの発信」など、③の情報部会においては「川崎駅周辺で共通利用できる多機能カードの導入」「顧客情報の収集と分析」など多くの事業が企画・検討されています。

現在のところ、本市TMOの課題のひとつとして、「TMO事業には中心市街地の利用者である市民の視点が不可欠であるが、TMO事業に市民が参加する仕組みが出来ていない」ことが挙げられています。

日本のTMOのモデルは、アメリカのBID(Business Improvement District)及びイギリスのTCM(Town Centre Management)だと言われています。本稿においては、平成一四年二月に現地調査を行ったイギリスTCMの事例を中心に、国

内他都市の事例も併せて紹介し、TMO事業への市民参加の実現方法を考えてみたいと思います。

イギリスのTCM (タウンセンターマネージメント)

イギリスのTCMは、行政と地元商業者、企業、警察、商工会議所、バス会社など、中心市街地に関わる官民のパートナーシップにより運営されています。現在イギリス各地に約三〇〇のTCMが設立されていますが、その背景には、サッチャー政権による規制緩和策により一九八〇年台に郊外型ショッピングセンターが急増し、中心市街地に空き店舗や犯罪が増え、中心市街地が荒廃してしまっただけという事情があります。このため、イギリスではTCMの第一の目的は中心市街地のクリーン・アンド・セイフティ(美化及び安全性の確保)であり、多くの都市で中心市街地での犯罪防止のためのCCTV(監視カメラ)が導入されて



タウンセンターマネージメント協会タランタイア事務局長とともに

います。イギリス調査時に何人かの人にCCTVについて意見を聞いたところ、「プライバシーの問題よりも、CCTVによる犯罪防止効果のほうが大きい」との意見が大勢でした。また、多くのTCMが行っている事業のひとつに「ショッピングモビリティ(注1)があります。高齢者や障害者の移動の自由を確保するために本市TMOでもハード面のバリアフリー化を進めるとともに、このような施策も検討するべきではないか」と感じました。

イギリスのTCMには、構成メンバーとして市民は参加していませんが、その理由のひとつとして、TCMまたは行政による「中心市街地活性化に関する市民意識調査」「来街者アンケート」などが定期的に行われており、市民の意見が反映される仕組みづくりが出来ていることにあるのではないかと思います。



ショッピングセンター内に設置された電動車椅子やスクーターの無料貸出し所



リーズ中心街のようす

なぜTMO事業に 市民の参加が必要なのか

「地元商業者の自助努力により活性化できずに川崎駅東口エリアが衰退の方向に向かうのならそれはそれで仕方ないのではないか。市民は、東京や横浜または大型ショッピングセンターで買い物すればよいので特に問題は無い」という考え方もあるかもしれません。

しかし、ショッピングセンターが民間経営者によるプライベートな空間であるのに対して、中心市街地は長い歴史と文化を持つ、公共性の高い空間です。市民が活性化事業に参加することにより、中心市街地への関心と愛着が深まり「自分たちの街」意識や連帯感が高まることが期待されます。

また、川崎駅東口周辺は、いわば川崎の玄関口であり、市民・商業者・行政の協働によりこのエリアの総合的な街づくりの観点から活性化事業を行うことにより、川崎市全体のイメージアップを図ることができます。

市民参加の実現に向けて

高知TMOでは中心市街地活性化事業のひとつとして、市内の女子大生のボランティアに揃いのユニフォームを用意し、中心市街地の清掃や道案内を行ったり、イベントの際の実行スタッフとして「エスコーターズ」(注2)を編成し、話題を呼ぶとともに中心市街地の活性化に役立てています。また、同じく高知TMOでは、高知市身体障害者連合会及び高知市と協働して中心市街地の「バリアフリー調査」を実施し、問題

箇所を報告するとともに、改善方法を提案する「カルテ」を策定する予定です。

本市TMOにおいても市民参加の試みが始まっています。平成一四年三月にTMOと川崎区政推進課の共催による「第一回川崎駅東口まちづくりワークショップ」が開催され、地元住民と商業者の意見交換や交流が行われました。その後、川崎区まちづくりクラブ(市民によるまちづくり推進組織。事務局は川崎区政推進課に置かれている)とTMOの協働による「川崎駅周辺のバリアフリーマップ作り」が進行中で、今年一二月の策定を目指しています。

このように、地域で活動している様々な市民団体に呼びかけて、TMO事業の企画・運営を行うボランティアとして参加を募ったり、TMOと意欲ある市民が協働して地区内の美化活動を行うなど、様々な市民参加の方法が考えられるのではないのでしょうか。「来街者アンケート」「市民意識調査」などを行い、市民・来街者の意見を調査しTMO事業に反映させる仕組みづくりも大切です。

市民参加を実現するためには、TMOが会報を発行したり、インターネット等を利用して活動を積極的に市民にアピールするとともに、イギリスにおけるタウンセンターマネージャー(注3)のような、企画力、実行力、調整力を持つ専門家を独自に雇用して事業を推進していくことも必要だと思われれます。

おわりに

中心市街地を利用する市民の中心市街地への関わり方や思いはそれぞれです。それ

ぞれの市民や市民団体が自分の関心ある分野(例えば、福祉・イベント・環境・交通・美化・芸術など)で中心市街地活性化に参加できる仕組み作りがTMOに求められているのではないのでしょうか。

本市TMOには、事業の目的を商業の活性化だけにとどめるのではなく、中心市街地活性化事業に幅広い関係者を巻き込んでいく「コーディネーター」として機能することが期待されます。

本稿では詳しく取り上げられませんが、本市TMOにおいては「TMO商業コーディネーター(注4)」の導入や、「TMO地区内の事業系ゴミの土日収集」など様々な取り組みが進められています。今後の本市TMOの積極的な事業展開に期待します。

注1 ショップモビリティ

Shopmobility、中心市街地のショッピングモール内に設置されている車椅子・電動スクーターの無料貸出し所

注2

エスコーターズ
エスコーターズの活動については、高知TMOのホームページに「エスコーターズ日記」として詳しく紹介されています。http://www.ochiwabi.or.jp/kochi/mo/escort/nhk/14/07/escort0630.html

注3

タウンセンターマネージャー
Town Centre Manager、イギリスでは、どのTMCにもタウンセンターマネージャーが存在し、中心市街地活性化事業の企画・実施や関係者間の利害の調整などに力を発揮している。タウンセンターマネージャーは実質的に中心市街地活性化事業のキーパーソンであると言える。自治体主導型TMCではタウンセンターマネージャーは自治体職員が任命される場合もあるが、TMCによっては民間から開発や大規模店舗開発などの経験を持つ専門家を有給で雇用する例も見られる。

注4

TMO商業コーディネーター
TMOに継続的に関わり事業の企画・実施や過去の事業の効果検証などを行う専門家の必要性から、今年度本市TMOで「TMO商業コーディネーター」を募集したところ、大規模店舗開発の経験を持つ中小企業診断士の女性が内定しています(平成一四年八月現在)。イギリスのタウンセンターマネージャーに近い役割を担うこととなる本市TMO商業コーディネーターの今後の活躍が期待されます。

戦略的環境アセスメントの研究

環境局緑政部緑政課

小森章一

環境局総務部庶務課

神山武久



オランダOverijssel州のHenk Wubbolts氏(中央)と

はじめに

環境影響評価、いわゆる環境アセスメントは、開発行為等が自然環境、地域生活環境及び社会・文化環境等に与える影響について、あらかじめその程度や範囲、また環境保全対策等について代替案の検討を含めて科学的に調査及び予測評価し、その結果を公開して住民等の多様な価値観を総合的に配慮し、公正な立場から開発計画の内容について意見を述べるための制度である。

日本の環境アセスメント制度は、大規模な開発事業を対象に、実施段階で事業者が行うのに対して、今日、西欧諸国において、環境アセスメント制度は拡張され、事業のそのものの必要性や事業の累積的影響、さらには政策の方向性について、計画のより上位の段階から環境に配慮したものとす戦略的環境アセスメント制度が潮流になりつつある。

我々は、都市化の著しい川崎市において、

今後環境と開発の調和を一層図り、真に快適なまちづくりを行うための一つの有効な手法として考えられる、戦略的環境アセスメント制度を調査した。その過程では、日本国内の先進自治体と、本制度の先進国であるといわれるオランダの状況について政府機関、地方自治体それぞれの担当者からヒアリングを行い、制度成立の背景等を比較しつつ本市への導入可能性について廃棄物処理計画をケースとして検討した。

本市の制度とオランダの制度の比較

本市において事業の計画や施策を対象とした環境アセスメント制度として環境調査がある。環境調査は、川崎市環境基本条例(一九九一年二月制定)第二二条の規定に基づき、環境に係る市の主要な施策又は方針の立案に際し、環境調整会議において、環境に係る配慮が十分になされているか、環境の観点から望ましい選択であるか等についての調査を行う制度であり、一九九四

年一〇月から実施している。

オランダでは、環境管理法及び同法に基づく環境影響評価令により、環境に重大な影響を及ぼすおそれのある事業及びその事業に関して行政機関が行う決定を対象として、多くの政策・上位計画が事業実施段階の環境影響評価と同じ手続きに服している。本市の環境調査とオランダの環境管理法を比較すると別表のとおりとなる。

提言

オランダの政府機関、地方自治体でのヒアリングを通して、オランダには情報公開や住民意見を取り入れる歴史的背景があることを知った。本市において、新たな制度を検討する場合、単純に外国の制度を取り入れることよりも、事業者に負担をかけるだけの説得力、動機付けが必要である。

説得力、動機付けの材料として考えられるのは、本市の環境アセスメント制度の歴史を検証してみることである。

また、今後、戦略的環境アセスメント制度を導入する場合、オランダの制度で参考になる点は二点挙げられる。第一点は、オランダ環境影響評価委員会と同様の独立組織の設置である。アセスメント所管部課と異なる中立な組織が審議会の事務局となることにより、早期段階の市民の多様な意見を聴き、より客観的な見地からアドバイス(答申)ができるようになる。本市の既存組織で例えるなら市民オンブズマン事務局のような組織の位置にある機関である。第二点は、代替案の提示の義務づけである。代替案を提示できるのは、事業がほぼ固まった時期ではなく、それよりも早い時期、即ちいくつかの選択肢がある段階であり、このことが環境への配慮に幅が広がることを意味し、それが直接計画段階の(戦略的な)環境影響評価につながる。

廃棄物処理における戦略的環境アセスメントの導入

これまでも廃棄物処理に関しては、特に施設の設置に際し、近隣住民等に対し積極的に説明が行われ意見が採り入れられてきた。これをさらに拡張し、より上位の計画である一般廃棄物処理基本計画について一般市民と議論を深め多様な意見を採用入れることにより、今後のごみの発生抑制策、収集方法のあり方、資源化方法の選択、中間・最終処理施設の整備のあり方等について多角的に検討を行うことができると考える。

おわりに

昨年(二〇〇一年)九月のアメリカ同時

表 川崎市環境調査・オランダ環境管理法比較

制度名／ 制定年	環境調査（川崎市） 1994	環境管理法（オランダ） 1987、1999改正
制度体系	川崎市環境基本条例第12条	環境管理法第7条及び同法に基づく環境評価令
概要	・市は、環境に係る市の主要な施策又は方針の立案に際し、環境調整会議において、環境に係る配慮が十分に なされているか、環境の観点から望ましい選択であるか等についての調査を行う。	・環境管理法第7条及び同法に基づく環境評価令は、EUの環境影響評価指令（1985）を受けて制定されたものであり、基本的には事業を対象としているが、計画等にも、事業実施段階の環境影響評価と同じ手続きが課せられる。
対象	・市が実施する大規模な開発事業、民間事業者や国等が実施する開発事業に係る市の許認可方針、協議方針、環境に重大な影響を及ぼすおそれのある事業に関連して策定する計画等	・環境に重大な影響を及ぼすおそれのある事業及びその事業に関して行政機関が行う決定が対象であり、このような政策・上位計画には、地域開発、給水、発電に係る国家計画、廃棄物処理計画、事業実施段階の環境影響評価の対象となる事業の用地を決定する計画など。
主な 手続き	・一次調査書（必要と認めるときは指示書及び二次調査書）の作成、審査書、指摘事項報告書	・スクリーニング、スコーピング、環境影響評価書の作成、モニタリング
公衆・専門家・環境担当部局等の関与	・全局長を以って構成し、助役を会長とする環境調整会議にて調査・審議する。	・住民の関与が重視され、スコーピングと環境影響評価書の段階で意見書の提出や公聴会を開催する。 ・環境影響評価委員会が設置されており、専門的、客観的立場から、スコーピングに対する助言と環境影響評価書に対する審査が行われる。
代替案の比較・評価等	・一次調査の審議後、必要と認めるときは、指示書により、環境影響の概要等（代替案の検討を含む。）について調査する（二次調査）。	・複数案の比較評価が非常に重視されており、少なくとも、(1) 環境に最も好ましい案、(2) 何もしない案の影響を比較評価することが義務付けられている。

多発テロ事件の影響で、それまで訪問先の内諾を取り付けていたオランダ訪問が延期となった。内心海外調査は無理なのではと思っていった時期もあった。

しかし、海外の制度に限らず、国内でも環境省の「戦略的環境アセスメント研究会」が再開され、東京都では「総合環境アセス

メント試行審査会の答申」や埼玉県での「戦略的環境アセスメント基本構想の策定」など国や自治体において戦略的環境アセスメントへの取組みは大きな潮流となって現われつつあった。自然と研究は国内機関の動向へと向けられていた。

幸いなことに、昨年末に海外調査が可能

であることが告げられ、オランダ行きへ向けて本格的な準備が始まった。限られた時間のなかで、訪問先とのアポイントについては、JETRO（日本貿易振興会）横浜及びJETROアムステルダムに全面的にご協力いただいた。

そして、オランダOverijssel州のHenk

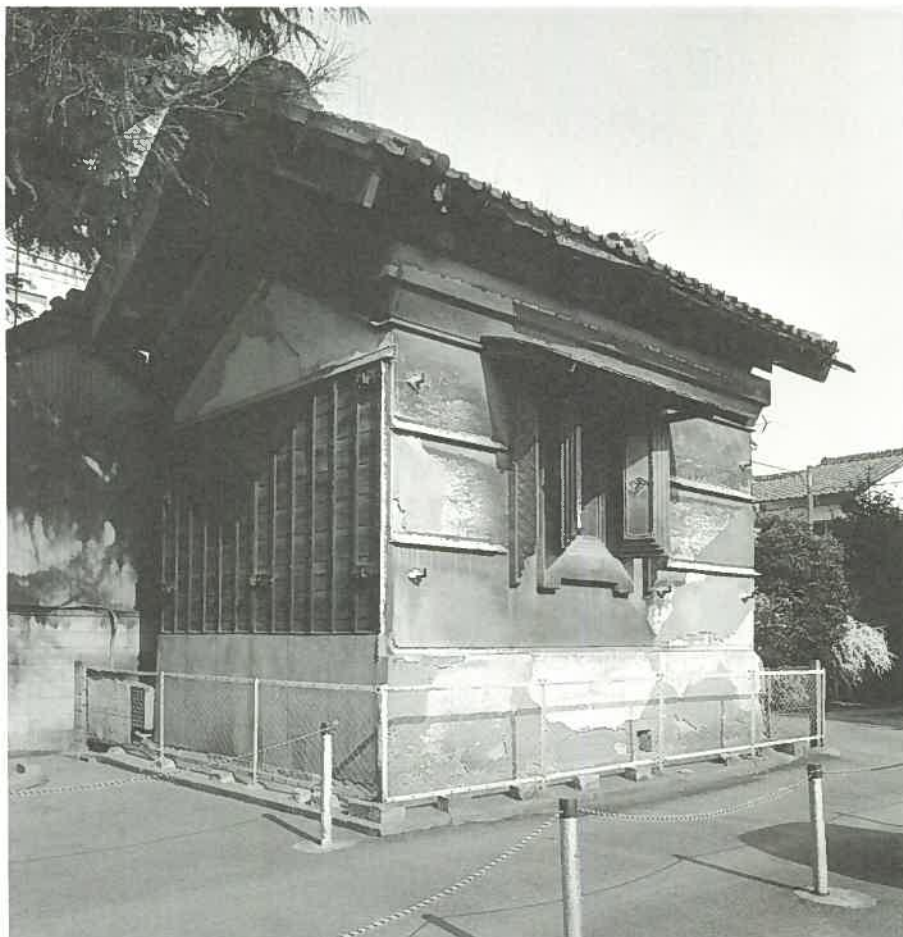
Mudholts氏には、数多くの関係者の方々と日程調整を頂いたのみならず自ら州内をご案内頂き、オランダの風土について数々のお話を伺った。氏とその奥様に厚くお礼申し上げます。

また、このような機会を与えてくださった関係者及び訪問先など国内外で協力いただいた方々にこの場を借りて心から感謝したい。

歴史を生かした まちづくり手法の検討

まちづくり局交通計画課

藤野貴司



取り壊されたゆかりの蔵

契機

平成二二年の末に、岡本かの子・太郎のゆかりの蔵を取り壊し、マンションを建設する計画が上がりました。このマンション建設を知った近隣の住民方が、蔵の存続を事業者と市に願い出しましたが、事業者は経済的な土地利用を望み、川崎市は、歴史的な価値がないと判断し、また、マンション建設をこぼむ術がないとして、住民の願いむなしく取り壊されてしまいました。これを契機に、本研究の対象を大山街道にしました。

地元住民の意識と願い

私たちは、現場に入って地元住民が実際に考えていることを聞いてこの政策課題を進めていきたいと思っていました。そのため二つの方法をとりました。まず、個々に住民の方々に話を聞くためにヒアリングを行いました。直接やり取りをすることによって、皆さんの考えを実感することができました。さらに、ヒアリング調査の結果を踏まえて、住民の方々に集まっていた「意見交換会」を開催しました。

研究対象地域の住民の思いを聞き、住民活動や現状を調査して分かったことは、住民は必ずしもハード中心の「歴史を生かしたまちづくり」を望んでいるわけではないということでした。また、事実、近年の厳しい財政状況と、既存市街地であることを考えると、研究対象地域でハードの整備を行うことは住民合意までの時間と整備のための莫大な財源が必要となり、すぐには対応できない状況となっています。その一方で、住民に調査をして、大山街道が持つ歴史を大切に思っている住民も多く、それぞれに「このままではいけない」「どうにかしたい」との思いを持っているということに気づきました。

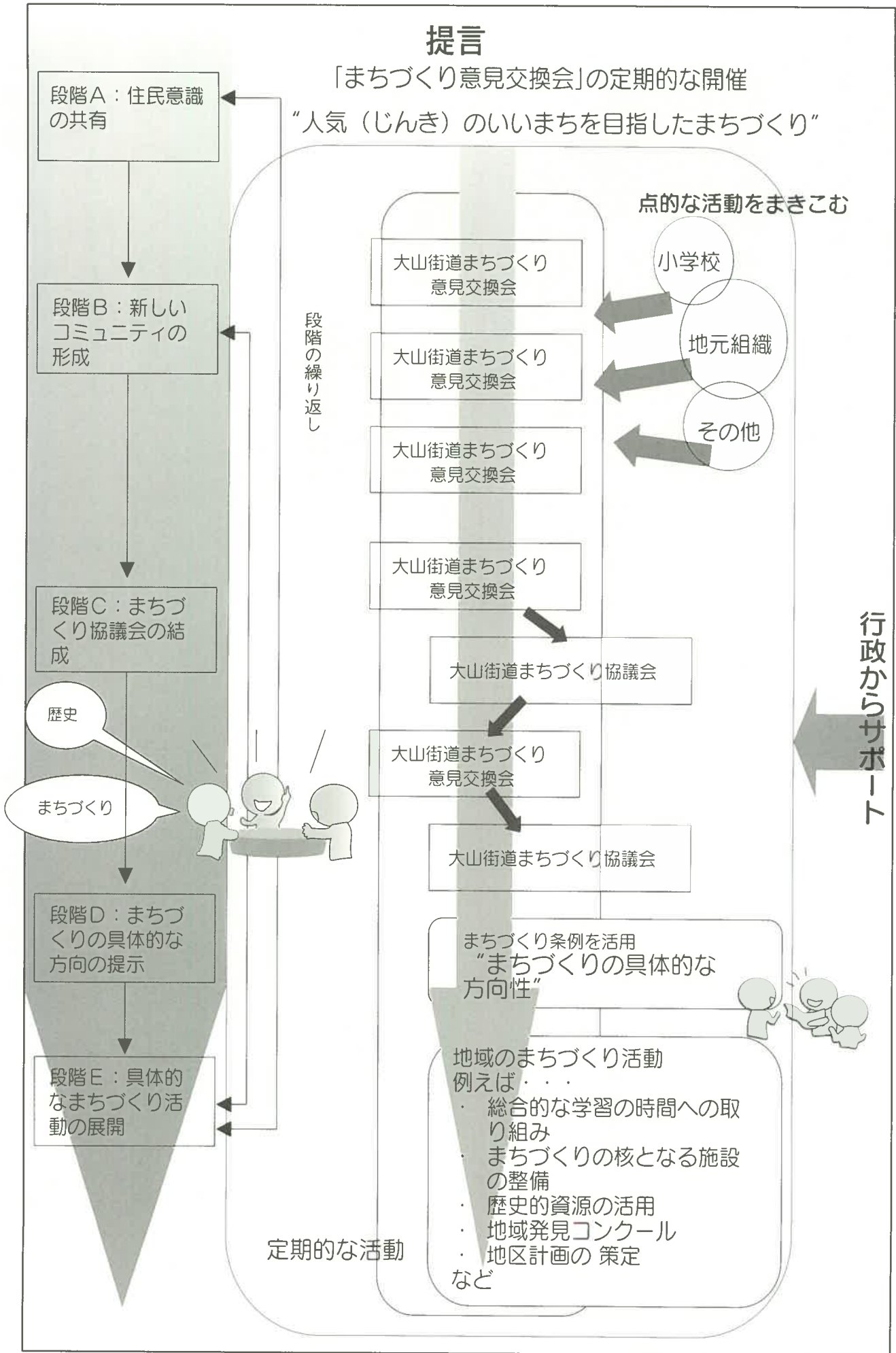
これからの方向性・可能性

大山街道の歴史、本市の文化行政、現状の把握、そして住民の方々の意見を通し、地元のみまちづくりを「どうにかしたい」という思いに対する解決策として、今まで行政が個々に行っていた事業や住民が持つ大山街道のみまちづくりについての意見を交換する場「大山街道まちづくり意見交換会」を設け、大山街道のみまちづくりの中心となるような活動を続けていくことを提案します。この中で、住民はまちの現状や将来への展望など様々な話し合いを続け、成果をともに確認しながら、長期的にまちづくりを進めていくことを目指していきます。この中で、住民ヒアリングの際に住民の一人から出てきた「人気（じんぎ）のいいまちづくり」をまちづくりの目標として設定しました。人気IIコミュニティであり、研究対象地域で新しいまちづくりのためのコミュニティを形成することを目標とします。

提言

「まちづくり意見交換会」の定期的な開催

“人気（じんぎ）のいいまちを目指したまちづくり”



水循環型都市を目指して

川崎区役所田島地区福祉センター 原田暁子

水循環という何を思い浮かべますか？ 私たちの住む地球には膨大な量の水が存在します。人間が利用する淡水はそのパーセントにも満たない量ですが、近代までその水の循環は大きく変わることがありませんでした。

しかし、日本の都市部では高度経済成長期を過ぎたあたりから人口集中や宅地開発が著しく進み、水の循環は完全にブラックボックスと化してしまいました。蛇口をひねれば簡単に水が出て、降った雨はアスファルトを滑って側溝に消えていきます。しかし、私たちを取り巻くこの水は、一体どこからきてどこへ行くのか？ いつしか身近なはずの水循環が私たちの目に見えなくなってきました。

都市化による諸問題と水循環

川崎市水循環都市づくり推進に関する調査研究会が作成した「川崎市の水収支図」によると、三〇年程前と比較して、農業用水に使用される水が減少して、表面流出として地表面を流れる水が多くなっています。

それとともに地下に浸透する水量が減っています。これは、人口が増えて宅地化が進み、農地や緑地などの地表面がコンクリートやアスファルトなどでフタをされ、雨が地下に浸み込まなくなったためであると考えられます。

そこで私たちは、同研究会が作成した「水循環型都市づくり推進のための方針」を参考に、水収支の増減表を作りました。三〇年前と比較して降雨量が変わらないものとすると、地下に浸透する量が大幅に減少し、表層流量は増加しています。このことにより、川崎市の水循環の環境は、浸透する雨水の量が減少し、表層を流れ出る水量が増加したことが分かります。さらに、蒸発散量が減少したことと農業用水が減少したことは、緑地や農地が減少したためと考えることができます。

これらにより、川崎市の水循環の問題は、都市化で進んだ「宅地の拡大による地表面の減少」ということができます。それは、「雨水が地下に浸透していない」ことであり、

通常、地下浸透した雨水は伏流水となり、

時間をかけて河川に湧き水として流れ込むことによつて豊かな水量を保つことができます。しかし、本市においては地表面の被覆が進み、雨水がしみ込まないため、地中の保水が少なく、河川に湧き水として流れ込みません。

そこで、この雨水を地下浸透させることができたとしたらどうでしょう。前述の方針によると、市内降雨量は他流域からの流入の八三パーセントにあたり、上水だけだと十分に市内降雨でまかなえる計算になります。

ところが、アスファルトやコンクリートの表層を流れたこの雨は河川に一気に流れ込みます。急激に増水するようになった河川は、より強固なコンクリート張りの護岸が必要となりました。コンクリート化された河川は、平常時は水量が少なく汚れていますが、ひとたび雨が降ると雨水は下水管で集められ、降雨量によつては下水管から溢れます。下水道の一部では雨水と生活排水の合流式を採用しているため、豪雨時には、越流水として処理しきれない汚水の混じった排水を河川に放流しなければなりません。

せん。河川は生物の住める環境ではなく、親水性の河川ではなくなりました。さらに、下水の処理水に含まれる処理しきれないリンや窒素は、海の水質悪化にもつながっているのです。

川崎市はさまざまな水源から水を引いています。その約七〇パーセントが市外からのものです。市内にある水源として、多摩川の表流水や伏流水がありますが、水質の問題や維持管理の問題により利用が少なくなっているという現状があります。

これらの問題を解決していくには、根本的原因となる雨水浸透事業をより積極的に行うことが有効な対策であると私たちは考えました。

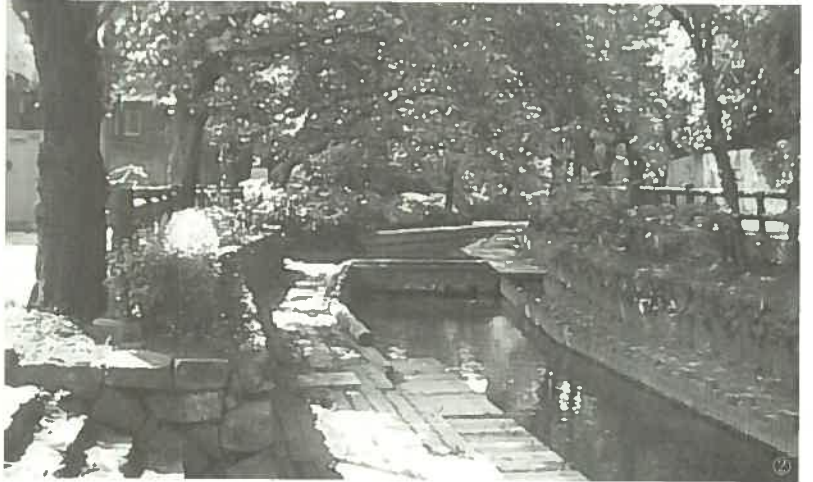
また、災害などの非常時の水源として身近な水源はなくてはならないものです。そのため、市内の水源を有効に利用することはもちろん、市民が「他の地域の降雨には関心を持ち、市内の降雨は気にしない」ということであつてはならないと考えます。もつと市内の雨水に関心を持つようにしたいものです。

健全な水循環の再生に向けて

水は地球規模で循環しています。しかし、都市化により水循環のシステムが健全であるとはいえなくなっています。降った雨水は、地中を通り清浄な水となり河川を流れ海へと注ぎ生物を育みます。このような健全な水循環を取り戻すためには、降った雨を地中に戻さなければなりません。

本市の現状を見ると人口増加の抑制は難しいといえます。宅地の規制や農地や緑地の保全は行われていますが、現状以上の大

①③多摩区福田公園、地下湧水を生かした親水空間
 ②ニヶ領用水の緑と水



きな成果は望めそうにありません。
 そこで私たちは、下水管で集積している雨水を少しでも地下に戻すことを「健全な水循環のための問題」の対策であると考えました。

川崎市の既設の水循環に関する施策を検討したところ、都市の水循環の問題点である「雨水が地下に浸透しない」ことへの対策が、それほど積極的に行われていないことがわかりました。取り組みも行政のみによるもので、水道、下水、河川などそれぞれの分野で縦割りに進められてきました。これからは市民とともに、水循環を総合的に考え、可能な対策を実施していくことが必要ではないでしょうか。

また、水は地域を限定せず、いろいろな形で利用され、私たちの生活に密接に関わっています。また、河川流域の緑地帯が保水の点から大きな役割を果たしていることを考えれば、水源となる自治体や河川で隣接する自治体、また東京湾を利用している自治体などを流域として捉え、他の自治体と連携して、政策を実施していくことが今後必要になると思われまます。

そこで、これらの課題に対応するため、総合的な水に関する部署を庁内に設け、市民・民間企業とも手を携え、新たな手法を定着させていかなければならないと考えました。

健全な水循環を取り戻すには、本報告書で提言した雨水を地下に浸透させる雨水浸透施設の設置のほか、緑地や農地を整備保全していくとともに、屋上緑化や壁面緑化を積極的に進めていくことも重要でしょう。現在研究されているエコハウス構想や、ふれあいの水辺を確立するための海辺の開発

など、水に関する施策は多くあります。これらの研究が今後さらに進められ、現実の施策として展開されていくことを望んでやみません。

おわりに

川崎市は、多摩川や鶴見川など市内を流れるさまざまな河川の水と深い関係を持ちながら、大きく発展してきました。中でも多摩川は、交通手段として、農業用水、生活用水として、昔は「泳げる岸辺」であり「釣った魚が食べられる」身近な水資源でした。

今回研究の対象として焦点を絞った雨水の流れは「水循環」の一部ですが、この循環は地球規模の水のリサイクルシステムです。私たちの身近な水の循環を改善していくことは、身近な環境を良くすることでもあり、地球環境を改善することでもあります。

私たちは、ふるさとの自然としての河川を子どもに残していけるよう、水環境をより良くしていく努力をしていかなければなりません。

最後になりますが、施設を見学させていただいた各職場の方々や適切なアドバイスをくださった小金井市、東京都、本市職員及び市民の方々、そして私たちの研究に対し趣旨を理解し、快く送り出してくれた職場の皆様へ感謝いたします。

自治体における産業政策の決定ダイナミクスと有効性に関する研究

川崎市を事例として

総合企画局政策部

鴻巣玲子

はじめに

近年の地方分権の推進にとともに、地方自治体における主体的な政策の提示と行政サービスの提供が不可欠になってきている。主体的な行政活動を行うための地方自治体の基盤は、安定した地域経済の発展にある。なぜなら地域経済が成長を維持することで、安定した自治体財源の確保や高度な福祉政策の実現などがはじめて可能となるからである。そのため地方自治体の総合的な都市政策の分野として、自治体における産業政策の積極的な議論がなされる必要があると考える。従来の産業政策についての研究は、国における産業政策と経済発展の関係や、国の地域開発における産業振興策に焦点をあてたものが主であるため、修士論文では地方自治体の産業政策のダイナミクスについて、具体的事例を川崎市にとり、歴史的背景と経済情勢の変化による産業政策の変容を体系的にみていくこととした。自治体産業政策の決定過程を明らかにし、地方自治体の産業政策の持つ意義やその方向

性について新たな視点から論ずることを目的とした。

川崎市の産業の歴史と特性

川崎には戦前・戦後を通じあらゆる産業が比較的狭い地域に集積し、各産業を代表する大企業が立地し、市内に様々な業種の産業を内包することで、特定の産業の盛衰に地域経済が左右されることなく、比較的安定した発展が可能であった。川崎の産業特性を歴史的にみると、現在に至るまでの工業都市としての性格は明治期にまで遡る。当時より交通の利を生かして多摩川下流へ多くの民間工場が進出し、また東京湾の埋立により臨海部へ大企業工場が進出し、原材料の運搬を目的に川崎港の基礎（民間ふ頭）や鉄道も整備された。工業都市川崎の発展は、このように戦前の民間企業を中心とした産業基盤の整備によってなされたものである。川崎への産業立地は民間主導型であり、そのため産業政策における行政の主導性は概して強くなかったのではないかと。オイルショックを迎えるまでの川崎市

経済において力を有していたのは民間（大企業）であり、行政は戦後社会基盤の整備などを除いては、中小企業対策などを除くと、産業政策の具体性・積極性を有していなかったのではないかと考えられる。そこで、川崎市における戦後産業政策の変化と転換点を観察し、その政策転換の理由を探った。

川崎市の産業政策の流れ

市の産業政策の流れは、戦前・戦後の区分、さらに市長の変遷によって特色づけることができる（注2）。まず、戦前においては、制度上国や神奈川県が強く、港湾管理権もないなど、市独自の政策の余地はなく、工場誘致などのほかは、民間企業を中心とした産業基盤の整備が中心だった。戦後になると、金刺市政期（第一次・第二次総合計画策定期、昭和三八年・昭和四三年）には、工業用水、工業用地、港湾、道路など、基本的に産業インフラ整備が行われ、工業発展のための施策に重点がおかれた。一方当時問題が大きくなっていった公害対策には消極的であった。しかし革新市長

である伊藤市政前期（新総合計画、昭和四九年）においては、市政方針が産業重視から市民重視へと大きく転換し、産業政策は中小企業対策など、必要最低限なものへと縮小した。対照的に、豊富な財源を用いた公害対策、福祉政策が積極的に行われるようになった。ただし、伊藤市政の後期（2001プラン、昭和五八年）になると、オイルショック後の日本経済の低成長期への移行に伴い、市の産業集積の特性を再評価し、有利な立地条件や工業集積を生かした新しい形態の産業育成（知的集約産業など）を目指すこととなり、積極的な産業政策の構築へ転換することとなる。この方向性は高橋市政（2010プラン、平成五年）に継承されている。このように、川崎市の産業政策は2001プランの時期を境に、大きく転換している。実際には同プランに組み込まれている、市長の諮問機関である「川崎市産業構造・雇用問題懇談会」による提言書「川崎市産業構造の課題と展望」の策定時期（昭和五六年）が、市の産業政策の転換期であると言えるだろう。それは、その転換要因は何に求められるのだろうか。

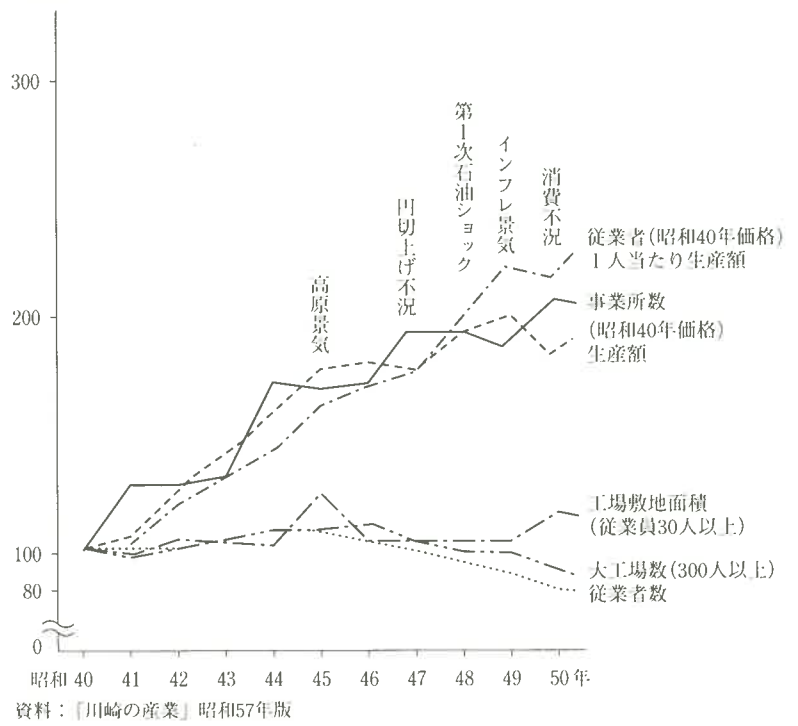
政策転換の要因

まず直接的な外的要因としては、オイルショックによる日本経済の低成長期への移行が挙げられる。この時期、川崎市内の従業員数・工場数は減少し、工場の市外移転等もあり、市の産業構造は危機的な状態となった。さらに、オイルショックを契機とした、国や神奈川県の変化も挙げられる。国は第三次全国総合開発計画（昭和

国・神奈川県・川崎市の総合計画年表（矢印は影響を表わす）

		国	神奈川県	川崎市
金 刺 市 政	1950	国土総合開発法	第1次報告書 神奈川県総合開発計画 第2次報告書 第2次総合計画	総合企画委員会設置
	1951			
	1955			
	1957			
	1959			
	伊 藤 市 政	1960	全国総合開発計画	第3次報告書 第3次総合計画
1962		川崎市総合計画		
1963		川崎市第2次総合計画		
1965		新全国総合開発計画	改定第3次総合計画	
1968				
1969				
高 橋 市 政	1971	第3次全国総合開発計画	神奈川県新総合計画 県知事 長洲一二知事へ 新神奈川計画・「神奈川県の産業構造の変化と方向」	市長 伊藤三郎市長へ (1972年政令指定都市へ) 新総合計画
	1973			
	1974			
	1975			
	1977			
	1978			
高 橋 市 政	1980	第4次全国総合開発計画	「頭脳センター構想に関する提言」 新神奈川計画改定実施計画 「かながわの総合産業政策」 ↓ (改定) 新神奈川計画	「川崎市産業構造の課題と展望」 ↓ 2001かわさきプラン ↓ 「川崎市産業振興プラン」 ↓ 2010かわさきプラン
	1981			
	1982			
	1983			
	1987			
高 橋 市 政	1989	第4次全国総合開発計画	「新産業プラン」	市長 高橋清市長へ 「川崎市産業振興プラン」 ↓ 2010かわさきプラン
	1993			

川崎市内製造業の諸指標の推移 (昭和40年を100とする指数表示)
(指数)



五二年)において大規模開発型から住環境を重視した産業政策へと比重を移し、また神奈川県は総合計画(昭和五三年「新神奈川県計画」)において知識集約化の方向性を打ち出している。また同年に首都圏の自治体で開催された「地方の時代」シンポジウムで神奈川県長が全国的に注目した「地方の時代」の考え方が全国的に注目を集めたことなど、地方自治のあり方などの議論が活発化し、地域性を重視した産業政策への転換に迅速に対応しなければならなくなってきたことも大きい。

また、内的要因としては、政令指定都市への移行とその要因としての市財政の悪化が挙げられる。革新市政下での高度な福祉政策を行う前提条件である財政収入の安定化の必要性和、それを実現するための地域産業振興による持続的発展の必要性が認識されたと言える。さらに、革新市長が誕生したことにより、周辺革新自治体における政策ネットワークが形成され、自治体政策課題の共有化、共通の政策ブレインによる政策提言などの影響もあるだろう。

懇談会報告書による転換期の政策の積極性と具体性の結果、かながわサイエンスパークや川崎駅周辺の知能集約型産業の集積などが実現し、現在の川崎市の産業基盤として機能を果たしている点は高く評価できる。

しかしその後の基本スタンスが、この時期につくられた基本構想を基礎としていることから、現状の産業政策は、当時ほどの影響力・積極性を有し得ないのではないかと考える。

都市自治体の産業政策の方向性

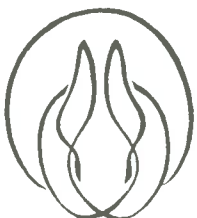
地方自治体が地域産業振興のために主体的に行動する条件は徐々に整えられてきているが、国の全国統一的な地方産業政策の体系は現在も維持されており、地域特性に的確に対応した政策の導入と実行には時間を要するのではないだろうか。また、自治体間においても産業政策の視点は異なり、広域自治体と基礎的自治体とは政策の重点が異なってくる。さらに最近の傾向である民間部門の活用や市民参加の手法を地域における産業政策にどのように反映させていくか、地域が必要とする政策を実現するための課題は多い。今後の地域産業政策の方向性を考えるにあたっては、国と地方の財政面・政策立案面での分権化に加え、地方自治体間における政策の分権化、分業化など、機能分担についての議論が必要となる。

川崎市においても、市と産業振興財団との役割分担をより明確化し、民間シンクタンクへの委託だけでなく、民間人材や職員の活用を行うなど、職員の政策立案能力を高めていくことが重要である。また、庁内横断的なネットワークの構築と機能的活用をさらに進め、危機的財政状況のなか、長期的な都市計画の視点を考慮したうえで、短期・中期的な産業政策の方針を打ち出していくことが必要だと考える。

川崎市の産業政策の方向性は、現在大きな転換点を迎えている。平成一三年度から川崎市産業振興財団はベンチャー支援・企業支援・新分野進出など新規事業創出のための事業施策を整備し、ワンストップサービスの実施主体として機能を強化している。また、産・官・学の連携として新川崎地区に整備されている「創造のもり」に慶應義塾大学の研究施設が進出し、活動を開始している。これらは一九八〇年代の政策転換期における新たな産業集積の結実を基盤として機能していると言える。今後新たな総合計画・産業振興施策を構築していく上では、これら既存の蓄積を活用するとともに、具体的な政策対象の取捨選択も迫られてくるだろう。

注1 この報告は、平成一二年四月一日から平成一四年三月三十一日までの横浜国立大学大学院国際社会科学研究所大学院派遣研修において作成・提出した修士論文をまとめたもので、内容を大幅に割愛し、川崎の事例に絞ってとりあげることにした。

注2 川崎市の産業政策について歴史を追って説明している資料が少ないので、主として戦後の各総合計画における産業政策の位置付けという形で市の産業政策の特徴を説明した。また、当時の市政状況として川崎市議会史等を参考にした。



PFI事業におけるリスク分担と契約

まちづくり局住宅管理課

阿波賢二郎

本稿は、大学院派遣研修において提出した修士論文（ホリシーフロホーザル）の、要旨の抜粋である。研究課題として選択したPFI（注1）（Private Finance Initiative）は、イギリスで誕生した新しい事業手法で、日本においても、一九九九年七月に国会において「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下PFI法）」が成立している。

一方、PFI法は、議員立法により成立したため、関連法制度の整備が遅れ、地方自治体による実施にあたっては、国の補助金制度、財産管理や規制法制等の様々な運用における制約が存在している。

そこで、既に実績のあるイギリスとの比較による検証をおこない、PFI事業の重要な課題の一つである「リスク分担（注2）と契約」という視点から、望ましい制度環境と官民におけるリスク分担のあり方を確認した。

PFIにおけるリスク分類の視点

PFI事業では、事業期間の長さ（注3）

および経時的多様さ（注4）や、関連組織の多さ（注5）などの特徴から、多種多様なリスクが潜在することになる。

論文ではリスクの比較をする観点から、以下のように分類した。

- (イ) 市場リスク……………市場の変動に起因するリスク
- (ロ) 事業固有リスク……………その事業特有のリスク
- (ハ) 制度変更リスク……………制度の変更に起因するリスク
- (ニ) 不可抗力リスク……………不可抗力に起因するリスク

イギリスのガイドランスにおけるリスク分担の特徴

イギリスでは一九九二年にPFIがはじまったが、当初はコンセプトが先行し、具体的な実行のための環境整備が不十分であり、実績が上がらなかった。そのため、一九九七年に財務省の内部組織の一部として二年度の時限付きで、タスクフォース（注6）を発足させ、障害となる法制度の改正

をおこなう一方で、膨大な量の各種ガイドランスを発行し、PFI方式の定着に多いに貢献する結果となった。

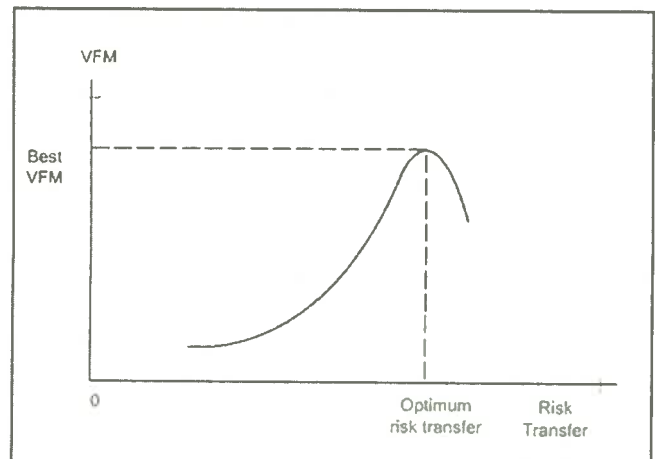
ガイドランスでのリスク分担の特徴としては次の二点があげられる。

- ① 最小費用でのリスク管理
リスク移転の原則は、最小費用でリスク管理のできる民間部門か公共部門の者にリスクを配分すべきであり、図1のとおり、リスク移転を最大化することよりむしろ、最適なリスク配分が不可欠である。
- ② リスクの最適配分基本例
各プロジェクトにおいて、以下のリスクについてはリスク移転の検討が必要であり、リスクの最適配分基本例としては、表1のとおりである。

リスク分担の日英比較

イギリスの各種ガイドランス及び資料入手可能な事例（イギリス大使館建設事業、コルフォックス学校建設事業、NHS病院建設事業）をもとに、日英におけるリスク分担の考え方と対応の異なる点をリスク分類

図1



に基づいて、表2のとおりまとめた。

参考となるイギリスの事例

- (1) 履行のための支払スキームの構築（業績連動の導入）

イギリスでは、需要の創出などの企業努力による大きなリスクについては、可変的な支払スキームを導入し、企業努力を誘発する仕組みがとられている。イギリスの地方自治体によるPFIにおいては、政府に申請するPFIクレジット（補助金）獲得の条件として、民間事業者への支払いの上限と下限が二〇パーセント以上変動することが契約構造テスト（注7）の要件とされている。

行政サービスの質の面が利用者数などに表れる分野については、支払の上限と下限

表1

	リスクの種類	政府	民間	分担
事業固有リスク	設計及び建設に関するリスク		○	
	権限委任及び運営に関するリスク		○	
	需要に関するリスク			○
	残余価値に関するリスク			○
	技術革新及び技術退行に関するリスク			○
	資金調達に関するリスク		○	
	仕様書作成ミスに関するリスク	○		
	批判に関するリスク	○		
制度変更	法制度改正に関するリスク (課税、開発許可を含む)			○

表2 リスク分担の日英比較

	リスクの種類	イギリス	日本
市場	物価変動	物価変動をサービス購入料に対応させて官民で分担	自治体により、対応が異なる。
	為替・通貨	多くの外国企業が参入しており、検討されている。	外国企業の参入への関心は高いものの、実績としては、北九州市のひびきコンテナターミナル整備運営事業のPSAグループ(シンガポール)だけで、リスク分担として検討されていない。
事業固有	需要変動	可変的にサービス料を変化させ、企業努力を誘発させる。 (業績連動払い) (Band制) (契約構造テスト)	ペナルティーはあるものの、基本は100%固定払いが多い。
	残余価値	契約終了時の状態のほかに、資産に対する需要(代替使用方法があるかどうか)や、所有権移転を事前に決めずに、資産が良好な状態なものとして適切な価格で公共部門が買い取らなければ事業総費用を民間部門が回収できないような支払スキームの工夫により、民間側のモラルハザードの防止に努めている。	契約終了時の施設移管手続きに伴う諸費用の発生に関するもの及び事業会社の清算手続きに伴う評価損益等を民間側にリスク移転しているだけで、自動的に施設の所有権移転が、立ち入り検査後に行われるものがほとんどである。支払いスキームを工夫しているものは、ほとんどなく、多くの事業は、契約終了時には民間事業者に対する支払いが終わっている。
	民間争議行為非常事態計画	民間にリスク移転されている。	リスク分担として検討されていない。
制度変更	法制度改正	一般的な法律の変更は民間部門が負い、事業特定分野の変更は官が負うケースが多い。	自治体により対応が異なり、現在までのところ統一した対応はしていない。
	税制度	加速度償却が認められていたり、固定資産税が低率であるなど、日本の税制に比べて、PFIを行う企業に対して、かなり有利となっている。VAT(Value Added Tax:付加価値税)は、17.5%と高率であるが、公的部門がPFIのサービス購入料金として支払った料金のうち、VAT分は、財務省からの還付を受けることができる。	公共が実施した場合と比較して、民間側の税負担が重く、還付制度も存在しない。リスク分担も自治体により対応が異なり、現在までのところ統一した対応はしていない。
不可抗力	不可抗力	不可抗力リスクのうち、気象条件のリスクを民間側に移転しているものがある。	基本的にリスクは分担しており、契約書の損益分担規定によれば、100分の99が官、100分の1が民間の負担のものが多い(100分の98が官、100分の2が民間もある)。
	リスク分担の手順	リスクの定量化、発生確率、軽減策なども検討されている。(手順)①リスク認定(リスク洗出し)、②リスク重要度の査定と軽減策の検討、③リスク配分の決定、④リスク定量化、⑤リスク調整金額の算出と見直し	リスクデータが少ないため、リスクの定量化は経験則による。
	リスク分担の法制度環境	政府が主にPFIを実施しているため、制度環境の変化に対応して、個別法を改正している。	地方自治体が主にPFIを実施しているため、公の施設にかかわる利用料金制度(民間事業者が利用料金を管理受託者の収入とすることや利用料金を定められない)や、個別業法の規制(公共施設の管理者の特定)が制度環境の変化にもかかわらず改正されていないため、適正なリスク分担を阻害している。
	自治体への支援	英国地方政府協会が設立した4PSが地方政府を支援、中央政府と折衝、予算獲得まで行う。基本的に無料で、自治体からは信頼関係がある。	主に総務省が、個別に対応している。地方自治体のための独自の支援組織はない。

を設定した上で、積極的に業績連動を導入し、民間に需要創出のためのインセンティブを与えるべきである。

(2) リスク分担の手順

イギリスではリスクの定量化、発生確率、軽減策などを次のような手法を用いて検討している例がある。

① P-I法（リスクの発生可能性 (Probability) と影響度 (Impact) の段階評価）（表3）

リスクの発生確率及び影響度の積によりリスク重要度の査定を行い、重要なリスクを抽出し、リスク軽減策を検討する。

② シナリオ分析（表4）

重要なリスクについて、リスク発生確率×影響金額でリスク金額を計算し、リスクの定量化を検討する。

発生確率と影響金額は、過去のデータや、専門家によるリスクワークショップなどにより求める。

おわりに

本稿では、紙面の関係でリスク分担を日英対比表で取りまとめたが、参考になると思われるイギリスのリスク分担の特徴と手順については抜粋して表外に特記した。また、契約については取り上げていないが、分析の対象として確認したイギリスのPFI契約書は膨大な量で、国内の地方自治体における契約書と異なり、様々なケースを想定した内容となっていた。

今後の方向性として、長期にわたる運営期間中に生ずる可能性のあるトラブルに対

応するためには、官民の間で事前に想定されるリスクを洗い出し、契約書の中で具体的に反映させることが必要である。

注1 公共サービスの提供の分野に民間事業者の資金・経営ノウハウを活用する考え方

注2 従来の事業において官側が負担していた様々なリスクを契約によって民間側に移転すると同時に不確定要素によって発生する費用を最小限にすることを目的とする。

注3 契約期間は通常二〇年から三〇年

注4 設計、建設、運営、引渡しの全てのリスクが対象となる。

注5 政府（自治体）、事業者、金融機関などがリスクを分担する。

注6 タスクフォースは政策チームとプロジェクトチームに分かれる。

政策チームは九人で構成され、調達プロセスの標準化、文書の標準化などを行っており、主に財務省出身者が多いが、民間企業からの出向者もいる。

一方、プロジェクトチームは八人で構成され、各省庁から上がってくる具体的なプロジェクトについて、商業的な可能性を検討し、ここで承認されたものが実際の調達プロセスに移行していく。プロジェクトチームは、すべて民間企業の専門家から構成されており、身分的には財務省が設立した Treasury Taskforce Limitedの社員である。

この会社は財務省一〇〇パーセント出資会社である。

注7 資本財政規則 (Capital Finance Regulations) 第四〇条に規定されている。

中央政府からPFIクレジット（日本の地方交付税に相当）として認定されるためには、プロジェクト・レビュー・グループにおいて「ビジネスケース」が精査された上で、契約構造テスト (Contract Structure Test) を通過することが必要である。このテストは、リスクを二〇パーセント以上民間に移転しているかどうかを審査するものであり、具体的には民間事業者に対する支払額が、提供されるサービス水準に比べて、二〇パーセント以上変動することが必要である。イギリスにおいて、地方自治体における正式なPFIの定義は、この契約構造テストをパスしたプロジェクトであるといえる。

表3 P-I法 重要度の高いリスクの決定

		リスク影響度 (Impact)		
		低	中	高
		1	4	9
リスク発生確率 (Probability)	低	1	4	9
	中	2	8	18
	高	3	12	27

表4 シナリオ分析の例

	影響金額 (億円)			発生可能性 (%)			リスク金額 (億円)			合計
	ワーストケース	最もある得るケース	ベストケース	ワーストケース	最もある得るケース	ベストケース	ワーストケース	最もある得るケース	ベストケース	
	A	B	C	D	E	F	G=AD	H=BE	I=CF	
工延 完遅	50	10	1	3%	20%	7%	1.5	2	0.07	3.57
建設費 超	20	5	1	3%	15%	10%	0.6	0.75	0.1	1.45

富川市の内側に迫る 大韓民国富川市における先進的政策

総務局交流推進課／大韓民国富川派遣職員

菅野 仁

私は二〇〇二年四月から川崎市と大韓民国富川市との職員相互派遣制度による派遣職員（今年度で五人目）として富川市経済通商局国際通商課（国際交流チーム）に勤務している。

実際に富川市役所に勤務するなかで、制度的な側面をはじめ、業務内容や職場の雰囲気など、川崎市役所との共通点とともに、さまざまな相違点を発見する日々を送っている。

ここでは私が四月から現在までの派遣勤務の中で、川崎市役所では導入に至っておらず、本市の政策運営の参考になると考えられる富川市の施策の中から、「総合観察制度」「公務員多面評価制度」「富川市行政サービス憲章制定運用」「複式簿記制度運用」を紹介することとしたい。

こうした施策の理解の前提として、IT環境の整備という本市との大きな相違点をあげておく必要があると思われる。同市では、一般職員一人ずつにパソコンが配置され、イントラネットシステム「富川情報統合システム」が構築され、電子決裁、職員タイムカード制等もすでに導入されるなど、

まさにIT先進国韓国ならではの効率的な行政運営が展開されている。このような情報システムの相違を前提として、本稿を読み進めていただきたい。

なお、ここでは、紙面の関係から富川市の市勢概要、派遣制度等について言及することはできないが、詳細については本コーナーにおけるこれまでの派遣職員の報告をご覧くださいだければと思う。

総合観察制度

「職員自ら市民の目で市政をチェック」

総合観察制度は、市民の生活と質を高め、行政への信頼を向上させることを目的として、市民生活における問題を市職員が直接把握し、担当部署へ情報提供することによって、迅速かつ積極的な問題解決を図るものである。

たとえば、富川市職員が市内出張時及び出勤時に「道路陥没」「公園内の不法営業行為」「バス停留所の破損」等、諸々の行政施設等の欠陥や改善すべきところを発見した場合、その状況が市役所担当部署に

報告する。

この対象分野は、市政全般となっており、具体的には次のものが規定されている。

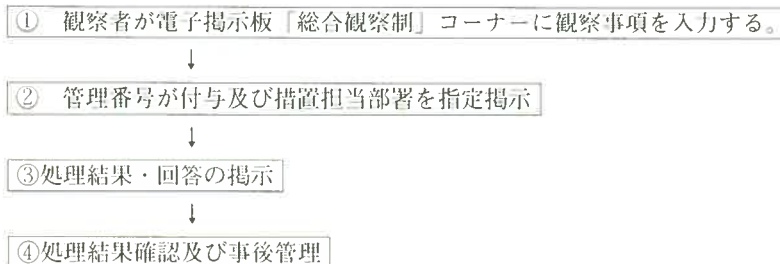
- ・住民が日常生活で不便、不満を感じる事項。
- ・不法・不当な行為につき指導及び取締りを要する事項。
- ・行政機関の非効率・不合理な事項。

具体的な処理については、表1のとおりイントラネットの電子掲示板を通じて、情報提供を受けた担当各部署がそれぞれ対応することになる。その結果及び過程については庁内イントラネットで公開され、情報共有の共有化にもつとめている。

この制度の効果としては、以下のものが

表1

〈運用〉



	日本国川崎市	大韓民国富川市
人口	1,254,212 名	780,000 名
世帯数	546,108 世帯	254,000 世帯
人口密度 1km ² 当り	8,689 名	14,595 名
面積	144.35 km ²	53.45 km ²
職員数	16,527 名	1,964 名
財政規模	1,224,356,354 千円	507,608 百万ウォン
一般会計	538,164,076 千円	365,510 百万ウォン
特別会計	479,875,084 千円	142,098 百万ウォン
公営企業会計	206,317,194 千円	—
その他	首都東京と港湾都市横浜の中間	首都ソウルと港湾都市仁川の中間

(見本例 1) 多面評価調査表 * 6級(係長級)の場合

○評価単位、機関名: ○評価対象階級: 6級(係長級) ○評価者階級:

評価項目	職務遂行能力、道徳性及び誠実性			組織内対人関係の程度		備考
	①	②	③	④	⑤	
評価者 対象者 (氏名列挙)	業務時に問題が発生した時、その原因分析と問題解決に積極的か?	組織内で仲間から信頼を受け、責任をもって業務を進めているか?	係員の業務に協力し、成果を認め、さらに業務の関連情報を提供しているか?	一緒に勤務したい職員(2名以内を選択して、○印をつけること)	市政寄与度が低い職員(2名以内を選択して、○印をつけること)	
○ ○ ○	A・B・C	A・B・C	A・B・C			
○ ○ ○	A・B・C	A・B・C	A・B・C			
○ ○ ○	A・B・C	A・B・C	A・B・C			
○ ○ ○	A・B・C	A・B・C	A・B・C			

(見本例 2) * 6級(係長級)の場合
個人別評価集計表 6級以下

○評価対象者
・組織:
・職階級:
・氏名:
○評価結果

評価項目	評価結果				点数	備考
	J (評価者数)	A (10)	B (10)	C (10)		
職務遂行能力及び道徳性・誠実性	組織適合 業務能力					
組織内対人関係の程度	誠実・信頼					
	一緒に勤務したい職員 市政寄与度が低い職員					

考えられる。

① 担当部署の職員だけでなく、全職員一

〇〇〇〇人を活用することにより、市民サービスの課題に対して迅速かつ効果的な対応が可能となる。

② 市内隅々にまできこまかいチェックが可能となる。

③ 安定的な市民サービスの提供という責任をより多くの職員が共有できる。

④ 質の高い行政の実現が可能となる。

この制度では通報の是非は職員にゆだねられているが、通報件数は一平均で五〇〇〜七〇〇件ののぼり、市民サービスの向上のために、職員が積極的に活用していることが分かる。なお、この制度を活用して積極的に多く通報した職員及び処理をした職員に対して表彰制度があり、人事考課にも反映されるとのことである。

「多角的な視点で職員を評価」 双方向人事評価制度の導入

富川市では、上司が部下を評価するといった通常の評価とあわせて、部下による上司の人事評価が行われている。双方向評価の対象者は、一般職五級〜八級(課長級から一般職員までが相当)、技能職及び請願警察職となっており、全体で一、七一六名(二〇〇二年度第一次)で、評価は年に二回実施される。

この制度の目的は、①通常の人事評価を補完するとともに、多様な能力を人事評価に反映させ、自己啓発へのインセンティブを与えること、②評価結果を人事に反映させ、組織の合理性を高めることにある。

実際には、各部署の上司・部下により、

評価が行われ、同じ階級の職員間での相互評価は、技能職を除き、原則として実施されていない。具体的な評価内容は以下のとおりとなっている。

① 評価項目は、職階別で求められる職務遂行能力、道徳性及び誠実性の三項目となっており、各A、B、Cで評価が行われる。さらに、一緒に働きたい職員及び市政貢献度の低い職員をそれぞれ二名まで記入することができる。

② 評価は各局・所・区役所ごとに実施され、評価項目は職階級別に適用する。

③ 勤務評定の参考資料として評価結果を昇進・抜擢等人事運用に反映されるが、当然ながら職員の評価がこの結果のみで決定されるのではなく、さまざまな人事評価の資料及び手法とともに、総合的な判断が行われる。

④ 評価結果(多面評価順位名簿)は非公開となっており、人事担当で一括管理される。ただし、イントラネットの「職員情報システム」で自分の評価結果については、閲覧できる。

このような人事評価制度は、職員の能力や実績を適正に評価し、やる気や働きがいを引き出すなど多くのメリットを有するものの、評価する際、親しい同僚には良い評価を、そうでない職員に対しては悪い評価を、といった、いわば人気投票のように個人の恣意・主観が反映されてしまう危険性ははらんでいる側面も否定できない。

富川市行政サービス憲章制度 「市民サービスの原点へ回帰」

富川市では市政方針の一つとして、「顧客(市民)サービスの満足度の向上」がか

げられており、積極的に市民サービスの向上に力が入れられている。

これは職員の市民への対応についてもいえ、一例を挙げれば「富川市行政サービス憲章」及び「市民サービス履行基準」では、職場及び職員一人一人の市民接遇の心得等が詳細にわたり記され、チラシの配布や廊下、エレベーター内での掲示等により職員への意識の徹底化とともに、市民への周知が行われている。ここでは市民を顧客と呼んでいるように、民間企業のサービス手法及び考え方が大きく取り入れられており、徹底した市民(「顧客」)中心主義の姿勢がうかがわれる。

この行政サービス憲章は韓国では富川市に限らず、行政自治部(国家机关・日本では総務省に相当)の訓令にしたがい、全国の各基礎自治体でその地域の特性に応じた内容で実践されている。その中で富川市は二〇〇一年度に行行政自治部からその取り組みを高く評価され「行政サービス優秀機関」賞を受賞している。

富川市では、この憲章の具体的な運用について「行政サービス憲章制定及び運用に関する条例(二〇〇一・九・二九条例第一八五号)」が定められており、第一条では、目的として「行政機関が顧客に良質なサービスの提供をもって、顧客を最優先とした行政を実現するために、制定する」とあり、そして各部署の長(各課長)は業務の性格や状況、顧客の特性に応じ、部署別、業務分野別(職場各課)で憲章を制定し実践すること(第四条)が義務付けられている。こうした分野別憲章の導入により、より現実的な運用がはかられるような配慮が

※チラシより抜粋

◎ 富川市行政サービス憲章—顧客感動の行政実現のために

富川市全公職者は市民中心に、市政経営の枠を変えて、地域経済活性化に最善を尽くし、21世紀文化都市の基礎を固め、精一杯の努力と知恵と力を集めていきます。

私達全ての公務員は、市政が市民のために存在するものだとすることを深く認識して、私達の顧客である市民に質の高い行政サービスを提供することとし、市民と一緒に地方自治の本当のあるべき姿を実行するために、先頭に立って進んでいきます。

このために市民と密接な業務に対して、サービス基準とその実践誓約である「行政サービス憲章」を宣布し、次の事項を遵守することを表明します。

- 政策の決定と執行過程を公開し、さまざまな方法で、定期的に世論調査等を実施して、市民の期待と要求事項を積極的にとりまとめます。
- 市民が信頼することができる、行政サービスを適時、便利に提供します。
- 行政業務の処理手続きと基準を整え、適法な処理に従い、常時公開します。
- 市政サービスに対する市民満足度を、定期的に測定して、その結果を公開します。

以下、同じ目標を達成するために、具体的な「サービス履行標準」を定め、職員すべてが、誠実に守ることを約束します。

◎ 市民サービス履行標準

1. 民願人（行政サービスを利用する市民、要望市民等）を顧客としてお迎えいたします。
 - 事務室入口には、担当公務員を1分以内に探すことができるよう、担当業務と座席配置図を掲示します。
 - 全職員が公務員証を着用し、責任ある対応処理をいたします。
 - 庁舎内有料駐車場を利用者に無料で提供し、障害のある方にも使いやすいように専用駐車場を確保します。
 - 電話のベルが3回以上鳴る前に受話器をとり「こんにちは、〇〇課の〇〇です。何をお手伝いいたしましょうか？」と挨拶をして、要件が終わった後、「ありがとうございます」と挨拶後に、顧客が電話を切ったことを確認してから、受話器を置きます。
2. 顧客の不満の解決とともに、情報提供に最善を尽くします。

私達が提供したサービスに対し不親切・不満足を感じられた場合、さらに改善すべき事項がある場合には、申し出をいただければ3日以内に検討して、その結果をお知らせいたします。
3. サービスに不備があれば、是正及び補償措置をします。

私達のミスで、顧客が2回以上、訪問された場合、もしくは顧客と約束した行政サービス処理期間を守れなかった場合、公務員の各種公簿に誤りがあった場合には、すぐに事実確認をして修正し、最優先的に処理するとともに、部署長が直接お詫びをして、1万ウォン相当の商品券等を支給させていただきます。
4. 顧客満足度調査と結果公表を通じて、評価を受けます。

顧客満足度調査及びサービス履行標準達成度調査を、毎年1回以上実施して、調査結果をもとに、落ち度がある点を改善して、よりよいサービスを提供することができるように、最善の努力を尽くします。

なされている。

なお「富川市行政サービス憲章」及び「市民サービス履行基準」は前頁表のとおりである。

複式簿記制度運用

富川市では、効率的かつ透明性の高い財政運営に努めるとともに、市民に分かりやすい総合的な財政情報の提供を目的として、二〇〇二年一月一日から、韓国の地方自治体に先駆けて、現金主義会計による単式簿記を廃止し、全庁で発生主義会計による複式簿記が導入されている。この概要は以下のとおりである。

(一) 目的

① 地方財政の健全性の確保及び資産・負債の総合管理

現在韓国では中央政府とともに、地方自治体の予算編成・執行及び決算は、いわゆる現金主義会計による単式簿記（日本でも一般的な官公庁会計として運用されている）で行われている。

しかし、地方行政の財政力確保のために、適切な財政分析を通して、財政運用状況の把握及び財政の透明性の確保を行うことによつて、その健全性及び効率性を高めることが最優先課題となりつつある。したがつて、予算だけでなく、予算上反映されない経済的な資産変動の把握が可能な複式簿記の導入が重要であると認識されている。

② 財政情報の公開を通じた透明な財政運用

富川市では、地域に暮らす住民とともに地方行政を行おうという意識が形成されている。この制度の導入により、住民に対し、福祉及び社会資本への投資等、財政活動に

関する質の高い財政情報を提供することが可能となり、「知る権利の保障」と「財政の責任性・透明性確保」が可能となっている。

③ 長期的・未来指向財政管理基盤づくり
将来の債権債務に対する明確な認識と、早期管理体制を通じ、財政の健全性を確保することができる。

④ 国際機構の財政透明化要求への対応
IMFは、各国ごとの財政状況と透明性を評価する観点から、財政透明性の規約において、発生主義による政府財政統計の算出を要請しており、これに対応できる会計制度の構築が求められている。

財政の健全性の判断・財政活動の国際比較等は、複式簿記適用を通じて実行可能であり、OECDの財政改革・勧告及びIMFの財政統計指針及び財政透明性規約等への対応が可能となっている。

(二) 特色

富川市において、この制度は複式簿記L A D I (Local government Accrual accounting & Double-entry Information system) システムで運用しているが、このシステムは職員（使用者）が一度入力すれば、自動で単式と複式簿記の情報が作成され、通常の会計用語が行政の専門用語に交換されるなど、専門的な会計知識がなくても、運用が可能な配慮がなされている。

(三) 将来の展望

今後富川市は複式簿記が全部署で運用されるにしたがい、システムの安全性の向上を計画している。また、この制度が今後国の指導の下で全国自治体に広がっていくことを考え、富川市が他の自治体に支援（ノウハウ提供・職員教育研修等）できるように、内部準備体制を構築する計画があるという。

高い職員の意識

このように富川市職員はその勤務評定等に関して、内部と外部（職員と市民）から評価される状況にあり、日本の一般的な地方公務員よりも緊張感の高い環境なかで勤務していると思われる。

しかし、職員の多くは、こうした行政のあり方について「市の組織というのは市民のためにあるのだから、より良い市民サービスを提供するためには、組織のムダを無くし経営効率化に努力しなければならぬ」さらに「先進的な事例（海外国内問わず）を吸収しそれを行政施策に活用できるように努力しなければならぬ、そのためには職員の個人個人の能力開発が欠かせない」と積極的に語り聞かせてくれる。このように富川市でも川崎市と同様に、「一般職員の広い層にわたり『行政をより良くしよう』という意識が深く浸透していることがわかった。

特に、富川市職員が多くが日本（川崎市）の行政に対して大きな関心を持っており、川崎市の事業内容や財政状況、さらには事務決裁方法に至るまで、様々な質問を受けている。彼らの関心は単に派遣職員への質問にとどまらず、実際に今年度に入り民願許可担当課（五月）、交通行政課（五月）等の職員達がそれぞれ、海外先進行政事例を学ぶという目的で日本（川崎市等）を訪問している。こうしたことから、富川市職員の公務員としての自覚及び意識の高さを伺い知ることができる。

おわりに

二〇〇二年ワールドカップ日韓共催が歴史的成功を収め、日本と韓国間の意識的な距離が狭まってきたことを実感する。またIMF体制の試練を見事に克服した韓国は、IT先進国として躍進していることは日本でも周知の事実である。これからは単なる建前の交流だけでなく、実務的または現実を見据えた交流をより活発にしていこうと求められる。

一方で韓国の地方（富川市）行政においては情報化面、業務効率化面、市民サービス面でユニークな様々な施策を展開しているが、日本の一般層にはあまり広く知られていない。当然ながら、これらの行政政策は韓国（富川市）の特有な社会事情、国民性、文化、風土等の中で培われたものであり、そのまま川崎市の行政に用いることができないが、隣国友好都市の先進例について、その運用の問題点や課題及び成功と失敗の事例等を調査・分析することは、大いに意義のあることであると考えている。

私は、こうした韓国行政（富川市の行政事情）の情報をより多くの方々に提供することも派遣職員の今後の役割の一つとして考えているが、本稿では誌面や時間的な制約として筆者の語学力の問題等が重なり不完全な形で紹介できなかったことが非常に残念であるが、今後さらに詳しい富川市の行政事例等を紹介していきたいと考えている。

参考文献

- 月間 地方行政 二〇〇二年三月号（社）地方行政研究所
- 公務員多面評価実施計画―二〇〇二年度第一
- 次・富川市行政支援局総務課編
- 二〇〇一年「総合観察制」運用計画・富川市
- 二〇〇〇年市政計画・富川市
- 二〇〇〇年市政計画・川崎市議会事務局
- 議会ハンドブック・川崎市議会事務局
- わかりやすい複式簿記制度・富川市 他

ホームレス者の自立支援施設「ハーバー宮前」運営の経験から

〔特・非〕神奈川県消費生活信用サポート副理事長

横田克巳

〔特・非〕「神奈川県消費生活信用サポート」は平成一一年、長期不況とともに増大する多重債務者の救済支援を目的に設立されました。そこで多重債務者支援システムづくりに取り組むうちに、その表裏の関係にある野宿生活者の急増問題は避けて通れない課題と気づきました。こうした状況のなかで、多重債務者支援事業を模索するうちに、野宿生活者の支援施設として平成一三年一月に宮前区宮前平の尻手黒川線に面した四階建ての独身寮を改装した定員四名の「ハーバー宮前」を開設することになりました。

設立の主旨は①日本の豊かな物質文明社会にありながら、避けられないホームレス者の発生に対処するため、原因の究明をはかり、生活の改善と就労を支援し、社会福祉及び人権の確立と都市環境の保全に寄与する。②野宿生活者に必要かつ良質な生活支援システムを提供する非営利・協働の市民事業を開発・運営して、社会のノーマライゼーション実現に貢献する。③野宿生活者に対応する施設及び

入居者の地域貢献活動としては、宮前平駅前から「ハーバー宮前」間の歩道の清掃、近隣の公園の清掃、草刈など近隣の清掃を月一回を目安に行っていました。また、文化活動として、「ハーバー宮前寄席」を三月と五月に開催し、若手芸人の漫才やコントや女流講談師などの公演を行いました。

就労支援については、一月に就労相談のための第一回フォーラムを開催。二月に第二回目のフォーラムを行いました。四月の第三回フォーラムは神奈川県、川崎市、宮前区の行政から参加をいただき、自立支援策などについて意見交換しました。また五月三日には川崎北公共職業安定所、宮前福祉事務所から担当職員に来てもらい、当面している就職活動や健康管理問題策の相談など、自立に向けての具体的な方策について話し合いました。

また、九月から月二回二時間、心身の健康を促し自立へと向かうために必要と思われる入居者を対象に、心理治療法（ゲシュタルトセラピー）としてワークショップを行うことにしています。

現在の就労状況については、三名が宮前区の農業者である小泉さんの好意で畑仕事の研修に行っており一年を経過すれば、自立の途も見えてくる予定です。また、「ハーバー宮前」の家主である吉崎さんの関係で、マンションの清掃業務に三名が週三日働き出しました。食品関係の仕事では二名が現場見学・研修に行ってみました。ところが本人から無理との判断がありました。

なお、現在調理師免許の講習に行っている者二名、うち一名は九月に資格試験

を受けます。また、ホームヘルパー二級の講習に行っている者一名、ほか一名の希望者は講習の抽選もれとなっています。以上が「ハーバー宮前」の自立に向けた経過の概要ですが、今後の課題として以下にいくつか挙げてみました。

一つには、これまで福祉制度の網にからなかった野宿生活者達の処遇をいかに実現していくのかという課題があります。その一つには、この人達が「ハーバー宮前」に入ってから分かったことですが、すでに一人では生活できない人が一〇人ばかりいます。軽いボケであったり、知的障害を持っていたり自分で金銭管理が出来ないだけでなく、病院の通院も付き添いが必要な状況です。こうした福祉と医療のはざまにある諸問題が、福祉事務所に最初に相談に行つた時点で把握され適切な就労や福祉について調整と指導があれば、迅速かつ有効な対応ができるでしょう。複合的な生活保護対策の業務領域を拡大できないまま生活保護と目前の事務処理に追われて、総合的な判断・指導が出来ていないのが現状です。また、増え続ける野宿生活者のうちとりわけ多様化する病弱者の受け入れ施設が福祉行政として対応できない状態が続くのは人権問題にも繋がります。

もう一つは、就労につながる研修活動への行政支援ができないのかということがあります。五〇歳台の入居者が多いのは、一般の失業状況と類似しています。しかし、ほぼ全員とも失業保険が無い人たちであり、職業訓練を受ける要件として、国や自治体の援助が得られない権利状態にあります。また生活保護の受給者

にとつては四、五万円の受講料でも支払

うことが困難なのです。厚生労働省の見解では「就労につながる研修」とは、研修終了時点で受入先が決まっている状態をいう、とのことですが、その条件に適合する人はほとんどいないのです。資格を取得した時点で初めて就職活動のスタートラインに立てる立場の改善が不可欠です。ポーターラインにある自立支援策を成功させることは、野宿生活者が就労することによって生活保護費の削減につながるし、税金を支払うことが可能になることです。野宿生活者の集中度の高い川崎市では、国策待ちやタテ割り制度依存でなく、東京都のように独自の有機的支援策を採ることが求められているといえます。

さらにこの間の経験では、就労相談窓口と福祉局（福祉事務所）の連携が無いことから起こるムリやムダも問題です。働きたいが働き口が無い人と職業を紹介する作業を行う窓口（ハローワーク）、生活保護から自立させていきたい福祉事務所、の三者の思いは同じはずなのに協働して一緒に結果をだす連携がなぜ自発的に取れないのか不思議に思います。

川崎市がめざす自立支援センターは、従来の管理型施設をつくるのではなく、連携のとれたトータルな野宿生活者問題の解決に寄与してほしいものです。

私たちの短期間の経験からも、一定の快適空間を提供し、そこから自立への途を地域や行政の様々な機関が一体となって支援して、地域に根を張った施設ネットワーク形成が望ましいと考えています。いまや誰しもが、社会的弱者になる可能

性をもつ時代になったのですから…。

具体的施設イメージは、一〇〇名程度の規模で、居住者の中から一〜二名をスタッフに採用し、施設全体の運営をNPOやボランティアの方が担いやすくする。このような施設を三〇〜五〇ヶ所準備します。（市の調査では八〇〇名、川崎水曜パトロールでは二、〇〇〇人の野宿者が存在するというが全員の入居はありえない）。地域支援施設は空きアパートや会社

市民の目②

川崎女性塾からの報告

公共施設の有効活用に向けて

宮前区

植田いく子

の独身寮だったところを借り上げるのに一定の助成をすれば、新しい施設を建設する費用に比べれば全く低く抑えることができます。家主に対しても間接的に支援することになり地域経済の発展に貢献します。また、自立支援活動には、医療、福祉、職業相談、職業訓練やカウンセラーなどの連携も必要となり、地域のセーフティネット形成の拡充にも寄与することでしょう。

こうした状況下で、緑豊かなまちをつくるためには、従来のような大規模開発による緑地計画や新たな建造物を設置するのではなく、まず身近にある地域の施設を見直し、積極的に有効活用することを考えてみてはどうだろうか。経済的な負担、経費支出をできるだけ抑え、既存の施設の改善を行い、市民と行政が協働することによって、緑豊かな地域づくりができるのではないだろうか。川崎市緑化センターをモデルに考えてみた。

●「緑化センター」とは

身近にある緑の施設ということで川崎市緑化センターに着目した。場所は川崎市多摩区宿河原、JR南武線・宿河原駅から、徒歩五分にある。平成一三年度緑化センター概要によれば、面積 一三、一三二平方メートル、常勤職員 八名、年間予算額 二九、一八二千円が計上されている。施設の管理、都市緑化の啓発、栽培土壌の診断事業、試験研究、相談指導及び展示による農業指導とあわせ、市民に親しまれる園芸づくりの一環として「緑の相談所」を開設するとともに、憩いの場として公開している。

大自然の中で思いのまま生きていけたら、私たちはもっと人間らしい生き方ができるのではないか。自然破壊の急激な進展の中で、今ほど緑の大切さを思う時代はない。失われた自然を元のように取り戻すことはできないが、せめて今ある自然を大切に守り育てることで私たち自身の人間性を取り戻し、豊かな地域づくりを考えていきたい。

緑豊かなまちに住むことはみんなの願いである。川崎市を緑豊かなまちにするために、行政においても「かわさき緑の

30プラン」(川崎市緑の基本計画)が作成されている。この計画は環境局が作成したもので、三〇項目にわたる緑の施策があり、市民、企業、行政が役割分担しながらプランを推進することが示されている。

長期的な経済不況に陥っている現在、川崎市の財政も厳しい状況にあり、行政機構の改革が急がれている。その一つとして市の直営事業のなかで民営化したほうがよいと考えられるものについてはその方向で様々な検討が行われている。

手入れされた庭園は素晴らしく今のままでも十分に楽しめるものであるが、整然とした展示物と植栽の間を散歩するだけの現状から、市民にとつてさらに親しみやすく気軽に訪れることができる場所にするために、緑の施策を進める環境局との連携や市民との協働ができないだろうか。現在の緑化センターの持っている機能に、より広範囲な有効活用を付加出来ないかと考えたものである。

川崎市緑化センター条例（昭和五四年制定）の第一条に都市緑化の推進と園芸技術の向上を目的として緑化センターを設置するとあり、また平成七年に制定された「かわさき緑の30プラン」の中で緑化センターは緑に関する情報の収集、発信の拠点となるように位置付けられている。その立地から緑を保全、育成しなければならぬ都市に位置していることもあり、緑化センターが川崎市の緑化に関する情報発信拠点としてさらに積極的に活動をはじめれば川崎市民に緑豊かな住環境を保全、創出する役割を果たすことができると思われる。

川崎市では現在、緑化活動に多くの市民グループが取り組んでおり、市民意識の高まりと共に自発的な活動も増加している。「飛森谷戸の自然を守る会」「平瀬川流域まちづくり協議会」などの活動はこれまで着実に成果を上げてきている。

●「緑化センター」に対する提案

1. 地域の核となる
2. 教育の場として
3. 情報の発信できる基地とする
4. 市民との協働による運営体制

以上四項目を市民に開かれた施設として機能拡充を図るための提案の柱として考えてみた。

緑や環境に取り組んでいる地域の様々な活動の拠点とし、ITを使い広範囲の情報を収集し発信する。地道な緑の運動を継続していく、苗木育成の里親制度を作り市民が苗木を育て緑に関心をもつことや、川崎の農家に援農に行くといった農家との交流を通して農業の実態を知ることなど、身近なものとして植物とかわる。また女性、子ども、高齢者、障害者等、誰もが自由に出入りできる出会いの場として、オーブンスペースを作り解放する。学校の週休二日制などにも対応し地域との交流を深めながら植物を学ぶことや、植物を通して年中行事など生活文化を楽しむ、園芸療法や植物療法など健康や医療に役立てることが出来れば緑化センターの存在は今よりさらに高まるものと思われる。活動拠点として確立するためには管理運営の面で市民と行政との新たな組織作りも視野に入れる必要がある。

以上のように緑化センターの内容の充実および活用法は様々あり、それに比例して多様な働き方も作り出せるのではないかと思われる。教育の場としてまた伝統文化を守り育て日々の暮らしを豊かにするために、本来の緑化センターの機能に新しいメニューを付け加えることである可能性が広がるのではないだろうか。

●おわりに

高い経済成長が見込まれない今、資金不足を理由に消極的になるのではなく、



緑化センター

現在持っている資産を有効活用する視点が行政には必要であると思われる。時代の変化は思う以上に速いスピードで進んでおり、柔軟な対応が求められている。老朽化した建物や利用頻度の低い最新施設も市民の資産であり、その活用について市民は関心をもち注意深く見守っていかねばならない。

緑化センターを緑政策の中できちんと位置付け活用を図ること、緑化センターのさらなる飛躍のために今後の可能性に

ついて提案してきたが、緑化センターだけに限った問題ではないことを明言したい。緑豊かな地域を創出することは自然の中で生きている人間の回復にも繋がる。緑豊かなまちを実現するために、市民と行政が協働しながら緑化センターの可能性を拡大していくことは、市民と行政、市民と地域の関わり、私たち自身のことから生きかたを考える上で重要な意味を持つことであると思われる。

神奈川 子ども未来ファンド

神奈川子ども未来ファンド設立準備委員会事務局
（特定非営利活動法人まちづくり情報センタリーかながわ内）

綿引幸代

●神奈川の子どもたちをとりまく状況とNPO活動

神奈川県は、中学生の二一人に一人が不登校である。（二〇〇一年度）。県内の児童相談所に寄せられた虐待の相談件数は、毎年増え続け、二〇〇一年度には、九〇九件に達した。虐待の被害者は、学校就学前の乳幼児が半数を超えている。子ども・若者の生き難さ、子育ての困難さを示す数字の一端である。このような状況の中、当事者だけに「責」を負わせるのではなく、子育てや、子ども・若者が抱える生き難さを分かちあおうという市民がいる。彼らは、NPO（市民活動団体）を組織して、子ども・若者の育ちや学びに関わる「場」を運営している。

例えば、幼稚園に入る前の〇歳、一歳、二歳、三歳までの乳幼児とその親がいつでも来たいときに来られる「親子の広場」。学校に行っていない子どもたちが、毎日通えるフリースペース。障害をもついたり、不登校というより既存の学校から

はじきとばされた子どもや若者たちが学ぶフリースクール。家庭内暴力や引きこもりなどで危機に陥っている子ども・若者が緊急避難的に生活する共同宿泊所などである。子ども・若者をめぐる状況は、このようなNPO活動を地域の中でさらに必要としている。

●「場」の課題

これらの「場」を継続的に運営するには、専用の「スペース」と、専従スタッフが必要である。様々なニーズをもった子ども・若者一人ひとりに寄り添い、「場」を維持運営し、ボランティアをコーディネートするには、専従スタッフの存在は欠かせない。スペースの維持費（家賃）、人件費、事業費などの経費は、利用料を基本に、不足分は民間財団等からの助成金や、小口の寄付などでまかなわれている。しかし民間財団等からの助成金は不安定であり、個別のNPOでは、寄付先の開拓にも限界がある。現在の「場」は、不安定な財源の中で、主宰者たちの人並

みはずれた努力によってようやく維持されている。

●NPOの資金を集めるNPOII特定非営利活動法人神奈川子ども未来ファンド

個別のNPOが努力して財源を確保するには限界がある。そこで、特定非営利活動法人まちづくり情報センタリーかながわ（通称アリスセンター）の呼びかけにより、複数のNPOが力をあわせ、新しい資金開拓の仕組みを共同で創り出そうという試みが、二〇〇一年六月から神奈川県でスタートしている。

川崎市高津区にある「フリースペースたまりば」も含めて、県内五つのNPOと、アリスセンターほか三つの中間支援組織、計八つのNPOがネットワークを組み、二〇〇三年春には、「特定非営利活動法人神奈川子ども未来ファンド」という新しいファンド組織を立ち上げ、そこが、資金を集め、管理し、配分するのである。

神奈川子ども未来ファンドは、米国のオルタナティブ・ファンドをモデルとしている。資金調達の方法は、企業、商店街、労働組合、生活協同組合、学校、病院などに協力をいただき、子ども・若者の問題に心をよせるお客様、従業員、組合員が、寄付をしやすい仕組みをそれぞれの場に応じてつくりだす。資金が集まったら、事務局経費を除き、まずファンド創設に貢献している五団体に配分し、資金調達が順調にすすんだところで、県内の他のNPOに配分を拡大していく予定である。その際には、空間的な場（スペース）を持っているNPOに限らず、

虐待防止プログラムや、子どもホットライン、引きこもり傾向にある若者の就労支援事業などを支援対象としていく計画である。

●これまでの取り組み

神奈川子ども未来ファンド設立準備委員会のメンバーは、現場の活動を抱えながらも、毎月二回、ファンドの考え方や戦略などを討議し、二〇〇一年一二月頃からは、サポーター拡大のために協力要請活動をはじめた。まず、これまでそれぞれのNPOを支えてきてくれたボランティアや、理事、知り合いなどに声をかけ、ファンド構想を相談し協力を依頼してきた。二〇〇二年五月には関係者以外にも、広くファンド設立への協力をよびかける「報告会」を開催している。このような動きをふまえ、二〇〇二年八月現在、いくつかの寄付のプログラムが動きだしている。ここでは、特に、川崎市内において協力をいただいているいくつかの事例を紹介したい。

川崎市では、「フリースペースたまりば」をこれまで個人的に支えてきてくださったサポーターが、自分が所属する組織に働きかけて、新しい寄付の仕組みが始まった。神奈川子ども未来ファンドへの寄付は未来を担う子ども・若者を支える多様なNPOへの寄付という広がりを持つことで、個人の寄付だけではなく組織的協力が可能になっている。高津・宮前飲食店組合では、賛同をいただいた飲食店が、募金箱、ポスター、パンフレットなどを設置してくださっている。モトスミ・ブレイメン通り商店街振興



モトスミで寄付キャンペーン

組合は、環境にやさしい商店街として数々の活動をしている。そのひとつが、ペットボトル・空き缶のリサイクルである。リサイクルポイントを貯めると、商店街のお買い物券と交換できる。ファンDの趣旨に賛同してくれた市民の方々からポイント券を寄付していただき、集まったポイント相当数の金額を振興組合が換金して寄付してくださる仕組みである。さらにこの秋からは、マイバック持参運動とリンクさせた寄付もスタートする。これまで、モトスミ・ブレイメン通り商店街振興組合では、環境の悪化を招く



モトスミキャンペーン



ペットボトル寄付

レジ袋を減らすために、環境を考える市民グループとともにマイバック持参運動をすすめてきた。さらに持参者を増やすため、マイバックを持参した場合、お店がレジ袋代に相当する額を寄付する。環境に配慮した行動が、子ども・若者のサポート活動をしているNPOを支えるという一挙両得の寄付の仕組みである。その他、携帯電話販売会社が、コミュニケーションの輪を広げるといふ企業理念のもとに、売り上げの一部を寄付する試みもスタートする。これらの先行事例をもとに、他の地域の、職場、企業、組

合、商店街などそれぞれに応じた仕組みを着実にひろめていく予定である。

●神奈川子ども未来ファンドがつくりだす社会

神奈川子ども未来ファンドの活動は、単に「資金調達」というよりも、人と人をつなぐ活動である。寄付のご協力を得るためのキャンペーン活動やご相談に伺いながら、自分の子どものこと、知人の子どものことで悩んでいる方が少なからずいることがわかった。しかし子ども・若者をサポートしているNPOがあるという情報すら一般にはあまり浸透していない。神奈川子ども未来ファンドのことがマスコミにのるたびに、不登校当事者や親、ボランティアをしてみたいという方から「場」を紹介してほしいという電話が設立準備委員会事務局に入ってくる。ファンドづくりは、子どもや若者の問題を広く市民に知らせ、それを支えるためのNPOの活動内容を広めていくプロセスでもあることを実感できた。

来春設立される特定非営利活動法人神奈川子ども未来ファンドの事業は、資金集め、管理、NPOへの配分以外にも、子ども・若者の抱える課題、NPOの活動紹介など情報の窓口としても機能することが求められている。その他、ネットワークを生かして現場の声を集中し、説得力ある行政への政策提言など、個別NPOではとりにくめない事業展開も可能である。サポーターや寄付してくださる方々の声を聞きながら、社会の変化に柔軟に対応できるファンドを理想とした。自分が「よい」と判断した活動にお金

を通じて投票するのが寄付である。気軽に投票できる仕組みを地域の中のあちこちにつくりだすことで、財源をもたないNPO活動を支えることができる。神奈川子ども未来ファンドは、NPOが主導して寄付の文化をつくりあげようとする先駆的な取り組みでもあり、異分野、他地域のNPO活動の活性化にもつながる試金石である。

*神奈川子ども未来ファンド設立準備委員会構成団体

- ・ フリースペースたまりば (川崎市高津区)
 - ・ のむぎオープン・コミュニティスクール (横浜市青葉区)
 - ・ 特定非営利活動法人びーのびーの (横浜市港北区)
 - ・ 特定非営利活動法人楠の木学園 (横浜市港北区)
 - ・ 特定非営利活動法人コロンプスアカデミー (横浜市磯子区)
 - ・ 特定非営利活動法人まちづくり情報センターかながわ (通称アリスセンター)
 - ・ 特定非営利活動法人パブリックリソースセンター
 - ・ 市民セクターよこはま
- *神奈川子ども未来ファンド設立準備委員会事務局

横浜市中区新港二二二 横浜ワールドポーターズ六F
TEL 045-221-5835
FAX 045-221-5826
e-mail: alice@jcaappc.org
URL: http://www.jcaappc.org/alice

子育て支援の現場からの事業構築

川崎区子育て支援関係機関連絡会への取り組みから

川崎区役所保健所健康課

柴山陽子

●管内の母子を取り巻く状況

少子・核家族化が進み、子育てをめぐり様々な問題が顕在化中、その支援の必要性は増すばかりである。当保健所が管轄する川崎区は市の最南端に位置し、東京・横浜に隣接する人口二〇二、一二人のまちである。利便性がよく転入出が多い地域である一方、京浜工業地帯の発展とともに、長年居住する住民が混在する地域であり、年少人口比二二・四（平成二三年一〇月一日現在）、出生率総数四一・五（平成二二年）という状況である。

行政においては「子どもの育ち」を保障する責務があり、国の「健やか親子21」にもうたわれるように、住民の子育てを支援し、健やかな母子保健の推進を図ることが重要な課題である。本市においては二〇〇〇年一月「川崎市子どもの権利に関する条例」が成立、翌年四月一日より施行されている。

しかしながら、保健所内の乳幼児健康

●川崎区子育て支援関係機関連絡会の発足と経過

これらの部署が手をつなぎ、協力しながら取り組んでいくことで、現在の閉塞状況を打破し、「いま以上の何か」を住民に提供できるのではないだろうか。

そんな思いから「川崎区子育て支援関係機関連絡会」を平成二一年三月に立ち上げた。

①情報交換・課題の共有化 ②適切な役割分担と有機的な連携体制づくり

③ネットワークづくりを目的に、区内の保育園・児童相談所・子育て支援センター・

子育て広場・教育文化会館（市民館）・社会福祉協議会など、主に乳幼児の子育て支援をしている一〇数カ所の機関に呼びかけ、事務局を保健所におき、隔月一回の開催で三年が経過した。当時市内で、このようにして行政の横をつなげる取り組みは、老人保健においてはシステム化され軌道に乗っていたが、子育て支援に関しては初めてのものであり、調整に時間と労力を必要としたが、呼びかけた参加機関からはスムーズかつ積極的な参加が得られた。

会話は話し合いで終わらず、具体的な活動につながることを基本とし、時には横造紙・マジックを片手に現在の母子の状況等についてグループワークをするなど、参加機関が同じ土俵の上で考えられるよう配慮し、形式にとらわれない自由な発想と合意形成を心がけている。抱えている課題を出しながら解決に導く方策を検討し、子育ての事業に関し住民がどの機関で聞いても案内できるような職員向けのガイド『子育て事業案内』を作成した

り、子育てのポイントや支援機関のマップを作成し、駅前地下街の広報コーナーに展示をしたりした。会を重ねる毎に機関の連携意識は強まり、小さな事でもお互い気軽に相談をしたり、協力し合える体制ができてきた。

●かわさき子育てフェスタへの取り組み

一三年度は各機関が「かわさき子育てフェスタ」と銘打ち、子育て支援週間のようなものを六日間にわたり設定し、施設のPRを行った。フェスタ期間中は毎日、区内の施設のどこかで親子が楽しめるイベントや講演会を開き、中には合同のイベントを企画、親子体操や手作りおもちゃ、読み聞かせやパネルシアターなどを展開した。子育てに関する広報はポスター・チラシの作成から、市政だよりや新聞掲載、ギャラリバスなど、一人でも多くの住民の目に届くよう力を上げ、計一、三六〇人の参加を得た。

この開催においても、各機関が持つ事業や専門的な技術を持ち寄るような仕組みにし、予算措置が少ない中で、マンパワーと知恵を搾り出し、連携のもとに創り上げることができたと考える。また、予想以上に参加者が多く、PR効果が高かったのと同時に、このような企画や支援が多く、住民に望まれていることを再認識でき、日頃の業務を振り返るきっかけともなった。

●子育て支援関係機関連絡会で得たもの

この様に、ひとつの部署や機関では組み立て困難なことも、連携・協力していくことでそれぞれの機関の独自性や専門



かわさき子育てフェスタ
 ① 中島園児
 ② パネルシアター
 ③ 親子体験
 ④ おもちゃ
 ⑤ 手作りおもちゃ
 ⑥ いどばた会議



性、得意分野が発揮され、創造の可能性を大きく広げることができる。ことに縦割りといわれる行政ではあるが、このような横の広がり、ネットワークを即時的に持てるという利点もある。前述のように、顔をあわせ、話し合いを重ねる毎に機関の連携意識がさらに強まり、「会議で知った顔のあの人に聞いてみよう…」といった気軽な気持ちで、小さなことでもお互い相談したり、協力しあえる体制ができてきたため、様々なケースがつながりフォローアップされたり、事業がつなが

り力を貸しあえたりと、子育て支援業務に広がりを持たたと考えている。これは子育て支援に関してのみでなく、すべての業務にいえることであり、点と点をつなぐことが面をつくり、面と面を組み立てることが立体をつくっていく様である。

●子育て支援関係機関連絡会の今後

一四年度は「かわさきく子育てフェスタ」の開催にむけ、実行委員会を立ち上げ準備中である。今回は住民の力を加え、住民と行政のパートナーシップという視点にたった様々な事業の実施を検討している。住民とともに企画を進めることで、住民にも現代の子育ての困難さや、その支援の必要性・課題が啓発でき、地域で日常的な子育て支援が展開されること、同時に子育て中の母親たちも当事者の立場を考えながら開催側で参加することで、住民側もその力を発揮し、地域における子育てを支援できる仕組みの構築を目指している。

「川崎区子育て支援関係機関連絡会」は子育てフェスタの準備と同時に、区内の母子の状況を改めて見なおし、各機関の事業が有機的に連携し、効果的な組み立てとすることも大きな検討課題のひとつとなっている。また、区民向けの子育て情報の発信という視点から、子育てのホームページの立ち上げにむけ、検討・作業を進めている。

●おわりに

こうして誕生したこの会は、区における母子保健のひとつの核となっており、いくつもの産物ができた。少しではある

が予算もついてきた。

「必要」は発明の母であり、「失敗」は成功のもとである。柔軟な発想が行政を変えていく鍵になることもまた確かである。

現場の目②

環境負荷の

低減へ向けた取り組み

ISO14000取得の現場から

環境局浮島処理センター資源化処理係

玉川雅之

浮島処理センターは、平成一三年一月五日、ISO14001を市の機関で

はじめて認証取得しました。将来的には全ての処理センターで認証取得するべく、準備を進めています。

私は浮島処理センターで働く技能職員です。私の職場では職種に関わらず、ISO認証取得以前から「小さな、具体的な、実践的な環境政策」を意識しながら仕事をしています。今回はそのような姿勢から施策化され、ISO認証取得時には「ストロングポイント（環境マネジメントシステムにおける構築状況、実施状況、改善効果等で特筆すべき秀逸な事項…JQA資料による）」として評価を受けた電化製品の電源コード回収について紹介をします。

る。この会と「子育て」を鍵に、川崎が、住民が健やかな暮らしを築け、支えあえるようなまちにしていきたいと考えている。

最終的な処理方法が見つからない中での回収作業は暗礁に乗り上げかけました。その後、職場で家電メーカー指定リサイクル工場を見学した際に、電源コードは売却できることを知り、処理できる会社を探し、見学に行くなど調査を重ねた結果、市として売却することができました。

●ISO取得

認証取得以前から現場の職員には「環境負荷の低減」という意識は備わっていたわけですが、取得に際してのJQAの審査報告において、電源コード回収は「ストロングポイント」として高い評価を得ることができ、そのことが更なる職員の意識向上や、具体的な行動の動機づけとなりました。

●おわりに

悪い言い方をすれば、誰から命令されるでもなく、勝手に始めた電源コード回収ですが、これ以外にも現場からの試行、提起により正式な業務となった施策が多くあります。残念ながら技能・業務職員は「制度・政策に関わらない」ということで、提起をした職員が評価されることはありませんが、環境政策の第一線職員としての自覚から、自分たちしかできない、具体的な行動としての施策を前向きに取り組んでいます。

現場で働く職員からの情報や視点がなければ、住民生活に身近な施策立案、改善、継続は難しいと思います。職種にとらわれない「小さな政策」の積み上げから、市としての「大きな政策」へとつなげていくことが必要なのではないでしょうか。

「住民投票条例」制定 を目標せ

東京新聞川崎支局

松本観史

市民も、そしてわれわれ報道陣も待ち待った「川崎市行財政改革プラン」が九月三日に公表された。プランの冊子が事前配布されたのは八月二八日。七〇ページを超える分量にまず驚かされた。こういう冊子にはつきもののダイジェスト版もなく、おそらく大学の卒業試験以来の真剣さでもって熟読吟味した。

まずは市長の挨拶文。「萌える大地と躍るころ」のサブタイトルはずいぶん考えたんだろうな。でも躍ってるのは言葉じゃないかな。なんて不謹慎なことを思いながら読み進めた。

改革の三本柱のひとつの内部改革は極めて歯切れがいい。職員の一、〇〇〇人削減や特殊勤務手当の見直し、昇給停止年齢引き下げなどの具体的なメニューが並ぶ。出資法人も今後統廃合する四法人の名前が明記されている。だけどころと削減数が少ないなど感じる。五月末に公表された点検評価では、もっと成績の悪い法人がたくさんあったはず。特に「かわさき市民放送」と「川崎冷蔵」「KCT」の三つは落第寸前だった。

九月三日の会見で市長はこの問題について「どうみても必要ないものはこれからどんどん減らしていきます。KCTは累積が五〇億円以上あるが単年度黒字の可能性もあり、もう少し見守りたい」との姿勢を表明した。

KCTについてはプランで、なんらかの決断が下されると思っていたので意外だった。

話を元に戻します。柱の二本目は大規模事業のランク付け。事業評価の一覧表をバラバラめくってまず市営地下鉄を探す。当然Aランクなんだろうけど念のため。でも、どこにもない。???

最初から読み直してみると、「広く市民の意見を聞いて最終的に決着させたい」と書いてあった。市長はとにかく地下鉄はやるけど、かかるお金はとことん削る方針だったはず。この慎重姿勢は方針転換なのかな。

仮に地下鉄事業を休止・中止するならば、どこかの知事みたいに一方的に「脱ダム」宣言するなんてことは、市長はその性格からしてやらないはず。一番すっきりく

るのは住民投票だ。

市長は「住民投票のことは頭にあったが、行革とからめると問題が複雑になる」と早急に条例制定を目指す考えがないことを明らかにしているが、納得できない。個人的には、是非とも条例制定に突き進んでほしいと思う。

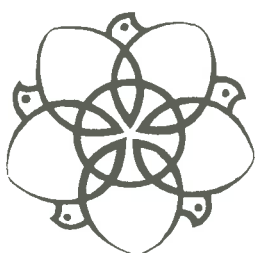
地下鉄以外のランク付けは意外感なくすらすら読めた。ここで小休止。記者クラブから支局に移動する。読み始めて二時間以上が経過していた。もう夏休みも終わりだというのにめっちゃくちゃ暑い。残りを読み始める前に「とりあえず、ビール」。

柱の最後を飾る市民サービスについてはとにかく歯切れが悪いとの印象。「受益者負担以外の新たな市民負担の増加を回避する」という、お役所特有の難解な言い回しが目につく。「法定外目的などを市民一律の負担増は行わないけど、高齢者福祉などは現在のサービス維持は難しく、市民の中には痛みを感じる人も出てくる」と正直に書くわけにはいかなかったのか。家庭ごみ収集についても問題点の所在を指摘するにとどめ、主な再構築条例の中に盛りされていないのが非常に気になった。

まあ、記者は行政のやることにいちやもんつけるのが仕事みたいなもんだから、行革推進室のみなさんも怒らないでください。

ビールの空き缶が机上に目立つようになったころ、最近読み終えた堺屋太一の「平成三〇年」を思い出した。「なにもしなかった」日本の近未来小説で、少々暗い気持ちにさせられた。

市民から抗議の電話がじゃんじゃんかかってきて当初は応対が大変だろうけど、このプランをつくった現在の職員のみなさんは、平成三〇年時点の市民から「なにもしなかった」と批判されることはないだろう、と思う。



かわさき
お菓子の
サミット

経済局商業観光課

秋山敏之

街の個性・イメージづくりに向けた
名産品発掘と観光の振興

●街のイメージとは

街をイメージするとき何を思い浮かべるか、たとえばそこに根付く伝統や文化であり、人や物、または産業など様々なものが想像できます。東京や京都、大阪そして横浜や神戸などはそれぞれ独特な街のイメージをもっていますが、その印象はそこに住んでいる人々に限らず、他都市の人たちにも魅力的なものとして意識され、一度は訪ねてみたい衝動に駆られます。

ではここ川崎においてイメージされるものとは何か。工業都市として発展したこの街は、公害やギャンブルなどダークな印象が根強く、他を惹きつける魅力に今一歩欠けていたと言わざるを得ません。

●観光は景気回復の救世主？

長引く景気低迷の中、各都市が目指す産業に観光があります。この低成長の時代は、大量生産・大量消費ではなく、心に余

裕を与えることや健康維持が人々のメインテーマとなっています。非日常的な癒される空間を人々に与える観光は、時代のニーズにまさにあっていると云えるでしょう。

川崎もバブル崩壊後はご多分に漏れず、産業の空洞化による景気低迷にあえいでいます。観光に関する産業を育成することは、今後の川崎市の景気回復と街の発展に大きく関わることは間違いありません。前段で紹介した川崎のダークなイメージを払拭し、一度は訪ねてみたい街にすることがこれからは必要になってくるでしょう。

ところで観光客は訪ねた地で、必ずといっていいほどお土産としてお菓子を購入します。

しかし川崎には土産物として認知されたお菓子があまりありません。今後の川崎の観光開発には、まず銘菓の発掘が急務だと私たち商業観光課は考えました。銘菓によるイメージチェンジが観光需要を増やす可能性があるからです。

平成一一年度から当課では、銘菓指定による名産品の開発を主眼とした事業を行なっています。当初は他都市の銘菓指定の状況調査や、要綱の素案づくりを行ってきましたが、平成一三年度は、お菓子を購入する消費者に川崎市内でもおいしいお菓子が作られていることを知ってもらい、併せて銘菓とは何であるかを考えていただくため「川崎お菓子の市民サミット」を開催することとなりました。

●お菓子の市民サミット開催にむけて

通常フォーラムは、討論を中心として行うものですが、今回はお菓子の試食を第一部とすることで、気軽に参加できる雰囲気

を作り、より多くの人に来てもらうようにしました。もちろん単純なお菓子の試食会や物産展ではないので、できるだけ第二部の討論にも参加してもらおうし、試食アンケートには必ず答えてもらうようにしました。さてフォーラムを開催するにあたり、準備段階でいくつかの問題がありました。以下例示しますと

- ① 業界の賛同をどのように得られるか（販売に重きを置かないため出店者の利益は期待できない）
- ② 開催までの時間制約があり、より多くの出店者を集めるには工夫が必要
- ③ 同様に参加者に対する宣伝方法にも検討が必要
- ④ 開催場所をどこにするのか（③の宣伝時間が少ないことに関連し、飛込み参加の期待できる場所を選ぶ必要があった）

などがあげられます。

①の業界の賛同については、担当が意識していたほど反発はありませんでした。自社製品の宣伝や川崎市のイメージアップのためには、経費は多少度外視してくれる意識が、業界には強かったことはうれしい誤算でした。

②の出店者の募集は、市政日より、一般紙の記事、ホームページなども活用しましたが、菓子協議会など業界団体を通じ、個店への説明・説得を行なったことが幸いし、三〇もの店舗が参加してくれました。

③については深刻でした。予算上の問題で大々的な広告が行えない上、時間も少なかったため、従来とは違う手法を取り入れる必要がありました。④の開催場所にも関連するので、通勤通学客の多く通行す

る場所近くの会場を選び、前日から付近でチラシ配りをして、少しでも興味のある人に参加してもらう方法を探ったのです。結果として参加者は六〇〇人を数えました。このように問題を解決しながら本番を迎えることとなったのです。

●サミット当日

朝からの雨は開催時間の午後五時にはすっかりあがり、スタッフユニフォームのエプロンを身にまとった阿部川崎市長や佐藤川崎商工会議所会頭も顔を見せたほか、取材陣も一〇社を数え、会場は立錫の余地もないくらい盛況を博しました。

試食では多くの方が「川崎にもこんな美味しいお菓子があったのか」と話されているのを多く見かけたほか、購入される方も多く見受けられました。やはり味の良さを理解していただいた結果であると思われれます。

討論会は各界を代表した五名のパネラーに参加いただき、お菓子に対する思いなどを語ってもらい、その後全員が参加して、質疑応答形式で銘菓作りの手法などをテーマに語り合いました。またアンケートについては参加者の五割を越える三二七件のサンプルが集まりました。

●アンケートの結果

参加者アンケートの結果を抜粋すると、まずお菓子を買う場面では、おみやげ・お返しをあわせると五二パーセントを占めています。和菓子の出品が多かったことから、贈答品の意識が強かったと思われれますが、お菓子が贈り物として期待されていることが読み取れると思います。その他の意見でも川崎から持って行く土産が少ないので残

念という声が多いので、魅力ある商品開発と積極的な宣伝により、土産物としての今後の消費拡大が期待できるはずです。

購入予算では、家庭での消費の場合一〇〇円、二〇〇円が八〇パーセントを占め、費用を抑える傾向にあります。土産の場合や中元等では、費用は平均で二、三、〇〇円です。広く川崎の銘菓が認知されれば経済効果も期待できるでしょう。

ほかの質問では、川崎に相応しいお菓子はと聞いたところ、美味しい、伝統・歴史、市内で製造、安全の順となりました。『美味しい』や『安全』は確かな商品開発であり、『伝統歴史』はそれを継続することです。業界の強い意識が今後とも必要でしょう。

最後に銘菓の選定方法を質問したところ、市民モニターの人気投票（四五パーセント）コンクールの開催（四二パーセント）で大半を占めました。やはり市民参加の、市民に認知された商品が銘菓となることはこの結果からも歴然です。

● 討論会

パネラーは全員で五名。お菓子の歴史を語ってくれた地元和菓子店の岩瀬さん。アトピーの人にも食べられるお菓子作りを続けている、同じく市内洋菓子店の松永さん。市民代表の庄司さん。庄司さんには地域での活動を通し、女性を中心に、お菓子への期待が強いことを話していただきました。そして菓子製造機械を作られている宇野さん。宇野さんは全国のお菓子開発の成功例をお伝えいただきました。出店者の方は参考になったのではないのでしょうか。最後に流通業界を代表して参加いただいた高橋さん。高橋さんの話で印象に残ったものをひとつ。

スーパーなどにお菓子を目的として買い物にくる人は少ないが、買い物ついでにお菓子を購買する人は全体の九割を占めるということ、またお菓子の需要規模はお米と同規模で年間二兆円もあるそうなのです、大変な市場です。

お話の詳細は紙面の関係で割愛させていただきますが、今後の川崎の銘菓開発には欠かせない貴重な意見を頂くことができます。

● おわりに

この討論会を通じ感じたことは、業界・消費者とも銘菓開発に肯定的で、色々な機会に積極的に参加したいという声が多かったことです。未開発の部分、たとえば今回のような討論・試食会や物産展の開催、商品の共同開発、新しい宣伝方法などを見つけて今後いっても発展が期待できると思われず。札幌では、有名なお菓子ブランドがサッカーチームのスポンサーになることで相乗的なイメージアップに成功しています。川崎にもサッカーチームがありますが参考となるでしょう。

今後行政としては、同様の討論会をできるだけ多く開くこと。今回は時間配分などで、具体的な銘菓開発の話ができませんでしたが、次回への反省点したいと思います。また宣伝としては、大型スーパーなどと連携し物産展を開催すること。物産展については一〇月にお菓子限定ではありませんが、川崎駅東西自由通路で開催いたしました。南北に細長い川崎ですので、今後は各地域で順次開催できれば良いと思われま。もちろんパンフレットやマップなどで広く川崎のお菓子を市内外に紹介すること

も必要でしょう。（図1・2）さらに銘菓の指定については市民も参加すべきであるとの声が大きかったことから、これからは各方面の意見を聞きながら熟成させていくことが必要でしょう。今後とも業界・消費者との連携を密にし、川崎の観光振興のために、この事業を盛り上げていきたいと考えております。

試食のようす

討論会のようす



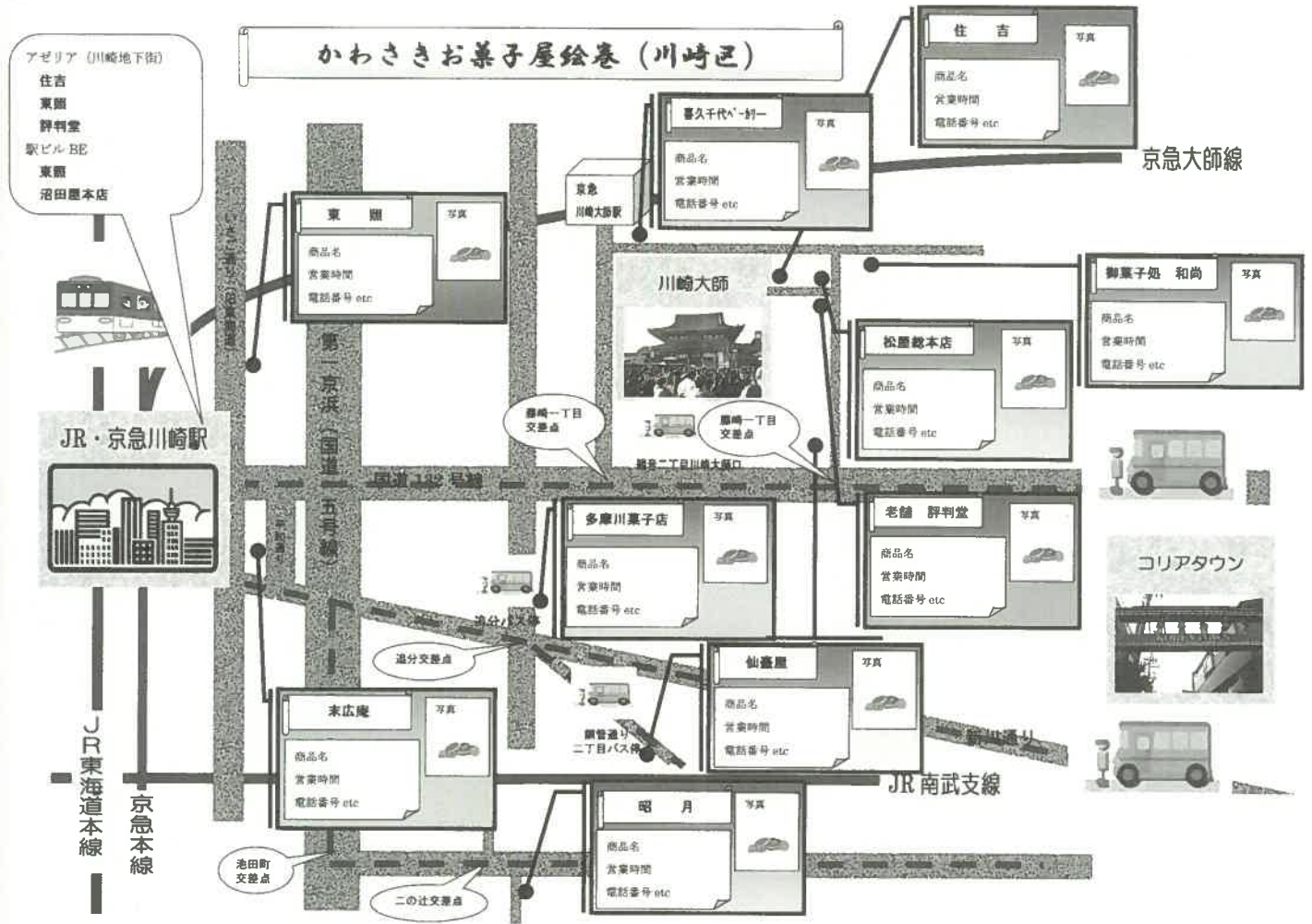


図2

3月27日(水)午後5時~8時
川崎商工会議所・5F講堂に!!

MADE IN KAWASAKI City
~かわさきの お菓子が大集合~

試食・即売会を開催します!

- ★人気の伝統的なお菓子
 - ★川崎市独自の創作お菓子
 - ★生活習慣病やアトピーの人にも安心・安全なお菓子など
- 市内名工!の自信作を試してみてね!

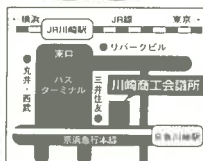


試食して!
アンケートに回答すると
素敵なプレゼント!
みんなて、ワイワイ!
川崎の名物を撮ろう!

川崎の新しい産品を
みんなの意見で
盛りましょう!

午後6時~8時

- ①基調講演
『川崎名産品づくりの課題』
- ②パネルディスカッション
お菓子の製造・販売者、市民の代表、専門家などパネラーと川崎の名産品を語ります!



かわさき名産品の明日を、みんなで語ろうよ!!
お菓子の市民サミット

主催: 川崎市 川崎商工会議所 川崎市観光協会連合会
後援: 社団法人 川崎市商店街連合会
お問合せは、044-200-2327(市・商業観光課) 当日は、044-211-4117(商工会議所)まで

川崎市政日誌

(2002年1月～6月)

一月一日

川崎大師平間寺は大勢の参拝者で賑わう。参拝者は一〇万人で昨年より七万人減。

一月四日

市長が年頭記者会見で「今年を『川崎再生元年』とし、市政改革を着実に進めたい」と抱負を述べた。具体的には、区役所機能の強化、縦貫高速鉄道線事業における建設費の圧縮などをあげた。

一月九日

市行政システム推進室のまとめで、市が二五パーセント以上出資している第三セクター九社のうち、七社が二〇〇〇年度末、総額約一〇三億九、〇〇〇万円の累積赤字を抱えていることが明らかになった。内五社は単年度でも赤字の状況。

一月九日

市内を走る国道一五号の環境改善基本案がまとまり、歩道と車道間に自転車道を新設し、低騒音舗装や低騒音壁を設けて環境基準のクリアを目指す。

一月十四日

成人の日に、一四、五七〇人が成人を迎え、七、四三八人が「成人の日を祝うつどい」に参加した。

一月二十五日

市は必要性や効果の薄れた公共事業を見直す市独自の事業再評価制度に基づき、大規模多目的ドーム建設と地下鉄神奈川東部方面線整備の二事業中止を決定。

二月一日

二月一日

市の人口が一二七万人を突破。

二月四日

参政権のない外国人市民の声を市政に反映させるための「川崎市外国人市民代表者会議」は最後の会議を開き、日本で生活する上で最低限必要な手続き等を多言語情報で提供し、周知の徹底を図ることなどの提言をまとめる。

二月六日

「二一世紀の自治・分権」をテーマにした市町村シンポジウムが開催。地域で活躍する各分野の関係者が出席し、分権型社会のあり方を探る。

二月九日

市保護施設用地として、市土地開発公社が先行取得した静岡県南伊豆町の土地について、「かわさき市民オンブズマン」が買い取り差し止めを求めた訴訟の控訴審で、適正価格を超過する額での土地買い取りを禁じた一審判決を支持。

二月十二日

二〇〇二年度の市の当初予算案を市長は発表。一般会計は五、二七二億七、四四七万円で三年ぶりのマイナスイ算となった。市税収入や地方交付税が落ち込む中で市債や基金を活用して福祉・教育など市民生活に直結した分野の充実を図る。

二月十四日

市は二〇〇二年度を期限とする向こう一〇か年の保育基本計画を発表。駅周辺での保育所整備と民間運営導入を事業推進の基本的考え方とし、〇六年度末までにネット化により基幹公立保育所七カ所を

設け、一一年度末までに駅周辺型保育所一七カ所を整備するほか、保育所一三カ所の建て替えを計画。

二月十五日

市市民オンブズマンは、阿部孝夫市長に一年間の運営状況を報告。申立ての受付件数は一六五件、組織別では区役所が最も多く、対応や税務事務、建築指導絡みで計三九件あった。勧告や意見表明のケースはなかった。

二月十九日

阿部孝夫市長は本会議で施政方針演説を行い、川崎再生に向けた三つの挑戦として「行財政改革」「区役所機能強化」「民間活力導入」を挙げた。とりわけ行革では地方分権推進指針を策定し、区長の権限の強化や市民投票制度の創設、市民自治拡充のための総合調整条例を制定することを明らかにした。

二月二十六日

市の第三セクター「川崎市場信用」が民事再生法の適用を申請し事実上倒産。債務超過額は一三億あまり。市が二五パーセント以上出資している三セクの経営破綻ははじめて。

三月七日

外部監査で交通局が定年時に一律昇級を行い、退職金を支払っていたことを指摘。

三月十一日

市は、幸区小倉の「新川崎・創造のもり」地区内にインキュベーション（企業育成）施設の建設に着手することを発表。かわがサイエンスパークが事業主体となる計画を変更し、市独自で建設を進める。

三月十四日

第三セクター「かわさきファズ」に市が貸している市有地の未払い権利金約一八五億円の利息請求権を放棄する議案を賛

成多数で可決した。

三月十七日

ボルチモア市からボルチモア・川崎姉妹都市市民委員会のメンバーが来川し、阿部市長を表敬訪問。

三月二十五日

工都から研究開発型都市への転換するための方策を模索する「サイエンスシティ戦略会議」（議長・吉川弘之産業技術総合研究所理事長）が開かれる。八つの中間とりまとめ案が提示され、議論を元に中間案に修正がなされ、八月を目途に最終提言をまとめる。

三月二十六日

川崎縦貫高速鉄道線研究会の市民部会の初会合が行われる。割高という車両費への疑問や車両基地と環境、残土量の抑制策など、事業費節減に向けた意見や指摘がメンバーから提示された。

三月二十七日

市防災会議が開催され、二〇〇二年度の修正案を了承した。この中で、阿部市長は、被害の防止に、市民や関係機関、企業が一体となって取り組むことの重要性を説く。

三月二十七日

市南部生活環境事業所の開所式が二十七日に行われ、今後大師、田島事業所の管轄を統合した形で業務を行うこととなった。

三月二十七日

「川崎ブランド」の新銘菓を発掘する「お菓子サミット」が川崎商工会議所で行われ、五〇〇名以上の市民が参加。

京浜臨海部で災害救助ロボットの研究開発を進め、ロボット産業やレスキュー分野の複合拠点にすることを目的とした「国際レスキューコンプレックス構想（IR C）」の検討委員会の初会合が県庁で開かれる。産学官共同で、国、県、国際社会の発展への貢献を目指す。

第三セクター「川崎住宅株式会社」の裏金問題で、市は多額の金品を受領した総務局理事の懲戒処分を含む厳重処分を内定した。

三月二十八日

川崎市文化行政推進懇話会（座長・後藤仁・神奈川大学教授）は、阿部市長に「公共施設等への文化機能導入の推進に向けて」と題する提言を提出し、中央卸売市場北部市場を食文化提供の場にするなど各種公共施設に文化機能を持たせるなど提言を行った。

三月二十九日

NKK（日本銅管）グループは、京浜臨海部にベトナムのリサイクル工場を建設。四月から稼働。

三月三十一日

多くのファンに親しまれてきた向ヶ丘遊園が閉園。全盛期をほうふつするような入出で、別れを惜しむ。

四月一日

児童虐待やセクハラ、ドメスティック・バイオレンス（DV）など人権侵害からの救済を目指すオンブズパーソンに、東京都内の弁護士、目々沢富子さんと知的障害者施設の元園長、北沢暁子さんが就任。

市は二〇〇二年度の新規採用者と定期異動の対象となった課長級以上の職員の発令式を教育文化会館で開催。新規採用者

は、二三七人。

市が組織改正を行い、「市民の声担当」「行政改革推進室」「政策評価課」を新設。効率化と民意反映に重点を置く。

市は大気汚染の主な要因となっているディーゼル車から排出される粒子状物質の被害を減らそうと、排ガスから粒子状物質を取り除く「PM除去装置」を取り付ける助成制度を創設。

四月九日

市は市民自治の拡充へ向けた川崎版自治基本条例の策定などを盛り込んだ「地方分権推進指針」を策定。

四月十二日

市は、二〇〇四年度までの市政運営の骨格となる行政改革推進計画の骨子を発表。市民との協働による地域づくりや内部改革、財政の健全化を柱とし、六月下旬までに素案、八月中旬の策定・公表を目指す。

四月十五日

市の「川崎市外国人市民代表者会議」は二〇〇一年度の年次報告を行い、学校での外国人支援、生活情報を得るための体制づくりの二点について提言。

高津区溝口の「すみぞのくち保育園」で保護者に急用が来た場合などに〇歳から就学前の子どもを受け入れる一時保育を開始するとともに、育児相談や助言などを行う「地域子育て支援センター」の機能も担う。八日に開始した「こどものいえも保育園」や「星の子愛児園」も同様の業務を行う。

小児医療の充実に向けて、市は市立川崎

病院内に休日・夜間の初期診療を行う「市小児急病センター」を開設。

四月十八日

川崎区役所で阿部市長が出席してタウンミーティングが開催される。区民からは市役所との意志疎通の難しさなど意見が出される。

四月二十二日

川崎市消防局新総合庁舎が完成し、業務を開始。大地震に備え免震構造をとっているほか、緊急用のヘリポートを装備し、IT化への対応も図る。

川崎市川崎区の川崎協同病院で、主治医の女性医師が気管支ぜんそくで呼吸困難に陥った男性患者に筋弛緩剤を投与していた事件で、医師が致死量を超える鎮静剤を静脈に注射していたことが分かり、市が立入検査を行う。

四月二十三日

市環境政策審議会は環境保全施策の指針となる「市環境基本計画」について阿部市長に答申。二〇一〇年までに数値目標を掲げ、ディーゼル車の排ガスによる大気汚染の低減など五項目を提言。市は計画を八月までにまとめる。

四月三十日

高速川崎縦貫線・浮島―殿町間が着工から一一年を経て開通。

五月一日

子どもへの暴力や虐待、女性への配偶者からの暴力やセクハラなど人権侵害に関する相談を受け付ける川崎市の「人権オンブズパーソン制度」がスタート。条例に基づき子どもや女性から人権侵害の相談や救済の申立を

東芝がJR川崎駅西口の川崎事業所跡地

を進めていた汚染路上の処理作業が終了。当初、基準値を超えるヒ素やシアン、鉛などが検出されていた。

五月十五日

県が京浜臨海部に誘致を進めてきた災害救助ロボットの研究開発などを行う文部科学省のプロジェクトが川崎区で実施されることが決定。震災シミュレーション技術の研究開発など、被害者救助対策の確立にも取り組む。

五月十八日

向ヶ丘遊園のバラ苑を「生田緑地バラ苑」と改称し、六月九日までの限定でオープン。また、管理はボランティアを一〇〇〇名程度募集する。

五月二十二日

市麻生区王禪寺の黒須田側上流排水路から高濃度のダイオキシン類が検出されていた問題で、市は付近の建設廃材処理会社の焼却施設の使用停止処分を行う方針を決定。

六月一日

多摩区役所合同庁舎内に市北部小児急病センターがオープン。南部同センターとあわせて、市内二カ所で休日と毎夜間に受診が可能となる。

六月四日

市議会の議員定数を現行より一減して六三とする条例が成立。これにより川崎区の定数が一〇となる。

六月一日

五月十八日から六月九日までの「生田緑地内バラ苑」の来場者数を六九、九六三人と発表。

◆近所の公園も好きですが、大規模公園は森林のようでもっと好き。電車で四つどころにお気に入りの大きな公園があり、二歳の娘とともに毎週末出かけています。小さな動物たちに触れることができるブースを目指し、回数券も買い、通っています。そこは動物園ではなく牧場なので、見える動物にどうしても偏りがでてしまいます。ゾウやキリンでなく、牛や豚やウサギや馬。家畜ばかりです。まあ、それも一興かもしれませんね。

(総務局職員研修所主査 高橋慶子)

◆「ハリポッターと賢者の石」

イギリスのシングルマザーが描いた夢と冒険のファンタジーが世界中でベストセラーとなっている。私も、その魔法に魅せられ、家族とともに睡眠不足に陥った一人であるが、先日、原作者であるローリング女氏のインタビュー記事を目にした。「私の誇りは、本がベストセラーになったことではなく、TVゲームに心を奪われていた子どもたちに読書のおもしろさを再発見させたことである」

1丁の進展により活字離れに拍車がかかる中で、「読み、そして考える」という本の楽しさを次の世代に伝えたとすれば、その功績は図り知れない。社会が成熟化に向かいつつある今日、自治体を取り巻く環境は大変厳しく、ポッターのような魔術的解決は望むべくもないが、だからこそ、本誌のような政策誌を通じての議論が重要となる。発刊十三号を迎えたが、多くの賢者を生む泉として、本誌がますます充実していくことを期待したい。

(総合企画局企画調整課副主幹 福垣正)

◆私は入所当時に「どんな公務員になりたいか」と問かれて、「時代の読める公務員になりたい」と答えたことがあります。今、数年が過ぎ、これ

が本当に難しいなと実感しています。市役所の中と世の中では、世の中の動きの方が明らかに早く、自分はだいぶ遅れをとっているような気がしてなりません。

近年は平成不況の中で、構造改革が叫ばれていますが。今までの社会経済システムではもはや立ち行かないということだと思いますが、それではどのようなシステムならよいのか、明確なビジョンを出すことはなかなか難しいですね。

市役所が「これだ！」といえれば、市民の目も少し違ってくるのかな？それとも市民と議論することが必要なのかな？

(財政局管財部契約課 澤田尚志)

◆今年、編集委員を務めさせていただいています。この本をみなさんはどんな視点で読んでいるのでしょうか。私は、日々の仕事で精一杯なので「ふーん、こんなこともやってるんだ」と雑感をめぐるような感覚で、いつも読んでいます。

入庁以来、この本に載るような政策とは接点のないところで仕事をしてきましたが、自分の仕事に真摯な姿勢で取り組むことが、政策形成につながり、それは職種や職名、業務内容に関係なく、市の職員として皆同じことなのだと思っています。そんなことが伝わればと思います。今回一つ企画を出させていただきました。現場の目から何かを感じていただければ幸いです。

(環境局総務部労務課 蔡敦子)

◆今号から、区役所幹事の委員として、新しく編集委員を務めさせていただくことになりました。分権改革や行革が進み自治体の役割が問われる一方で、現場では、目の前の課題と改革との狭間で悩むことも多いのではないのでしょうか。川崎市としての試みとともに、現場の課題とそれに対する取り組み・成果を少しでも取り上げて、現場で悩む自治体職員(私も含め)の参考にもすることができたらと思っています。

(川崎市役所保健所健康課 小栗浩)

◆「事務局あとがき」

◆今回は、行財政改革を踏まえた自治体計画とは、という視点から特集を組みました。

限られた資源をどのように配分していくのか、市政というものの根本的命題があらためて問われています。日本全体に問われている状況が集約されているようにも見えますが、今後、この配分決定のプロセスを市民の参画を保障しながらどう組み立てていくのか、本誌が少しでも参考になれば幸いです。

(総合企画局政策部主幹 秦野純一)

◆小春日和の一日、和光大学の友達と一緒に、麻生区の岡上を歩く機会があった。飛び地であるということ、そして市街化調整区域が多く残っているということから、市内の他の地域とは違った佇まいを見せる岡上。地域の豊かな生命の賑わいと人々の営みが静かに紡ぎあう。それでも七年ぶりに訪れた各戸は建設残上で埋められ、山伏の家は洋風の住みに形を変え、確実にその風景は変わりがつある。残すべきものと、つくりかえるものとの間で、地域は揺れている。岡上の地からのメッセージを読み解き、これからを考えるヒントとした。

(総合企画局政策部主査 中村茂)

◆「まちづくり」という言葉が広く使われている中で、最近「まち育て」「街いかし」といったタイトルをつけた本を読んだ。著者は、大学教授、商店主と全く異なる分野の方々だが、思いは同じで、まちを主体的につくっていくこと、そだてていくことという主張だった。今回の特集では、今後の総合計画策定を中心とした「川崎のまちづくりのあり方」が取り上げられていたが、最後に重要なのはまち、住民という言葉が現場性をもって書かれていることだと思う。私も川崎市に暮らす一市民として、また川崎市役所に勤務する一公務員として、川崎のまちづくりを語れるようになりたいと思っています。

(総合企画局政策部 鈴木洋昌)

◆異動して早半年が経ち、ようやくまわりの状況が見えるようになってきたのと同時に、行政を取り巻く様々な問題や、それに対応する行政側の課題もたくさん見えてくるようになってきました。

例えば、市民活動事業を活用したサービス提供が今後拡大していくことは疑いようがありませんが、市民活動の種類も形態も様々あり、その実態についての情報を市民も行政も網羅しているわけではないし、行政側の対応も市民活動の分野によって縦割りとなっていたりと、実際は課題山積、混沌としている状況です。まさに社会全体の既存システムの変革期。いろいろな選択肢があつて自由度が高い反面、明確な意思を持っていないと無責任で中途半端になってしまいます。自分の立っている場所と向いている方向を確認しつつ、流さず泳いでいきたいなあと思います。

(総合企画局政策部 鴻巣玲子)

◆個人的なことですが、那覇市から派遣研修職員として川崎市政策部でお世話になって早八ヶ月が過ぎました。気が付けばまわりの紅葉が美しく、寒さはまるで沖縄の真冬並みになってきました。川崎に来たばかりの頃、何をしているのかも分からず「政策情報かわさき」の編集会議に出たのがまるで昨日のようです。結局最後まで事務局らしいことはできませんでしたが、次号は研修生活を振り返ってという内容で私も書くことになっています。「政策情報かわさき」にふさわしい研修報告が書けるといいのですが、今から不安です。

(総合企画局政策部 神里崇乃)

◆投稿をお待ちしています

本誌は職員の方々が自由に意見を発表し、討論するひろばです。日頃の自主研究の発表の場として、投稿をお待ちしています。(執筆は個人・グループのいずれでも構いません)

応募される方は、事前に研究の概要をA4判紙二枚以内にまとめて政策部担当までお送りください。



9784905913856

ISBN4-905913-85-3

C3020 ¥600E



1923020006007

言叢社

定価——(本体 600円+税)

第 **13** 号

2002 December no.13

政策情報

Review of public policy, KAWASAKI CITY

かわさき

川崎市総合企画局政策部

政策情報かわさき 第13号

2002年 12月1日発行

【編集・発行】川崎市総合企画局政策部

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

TEL.044-200-3708 FAX.044-200-3800

【発売元】有限会社 言叢社

〒101-0065

東京都千代田区西神田2-4-1 東方学会本館

TEL.03-3262-4827 FAX.03-3288-3640